

農
林
委
員
會
議
錄
第
十
九
号

昭和二十四年五月十一日(水曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事坂本 実君 理事松浦 東介君

理事八木 一郎君 理事八百板 正君

理事長谷川四郎君 理事深澤 義守君

理事寺本 齋君

遠藤 三郎君 河野 謙三君

坂田 英一君 田中 彰治君

野原 正勝君 平野 三郎君

淵 通義君 村上 清治君

藥師神岩太郎君 石井 繁丸君

井上 良二君 大森 玉木君

竹村奈良一君 中垣 國男君

吉川 久衛君 寺崎 覺君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

(經濟安定本部 建設局長) 近藤 直人君

(總務理事務官) 大藏事務官 石原 周夫君

(主計局第二部長) 大藏事務官 平田敬一郎君

(主稅局長) 大藏事務官 山添 利作君

(農政局長) 農林事務官 伊藤 佐君

(大臣官房會計課長) 農林事務官 伊藤 佐君

委員外の出席者

專門員 岩隈 博君

五月十日

奈良縣下の農家配給米確保に関する
請願(前田正男君外四名紹介)(第一
四六五号)

第一類第十一号

農林委員會議錄

第十九号

昭和二十四年五月十一日

同外三件(竹村奈良一君紹介)(第一
五〇三号)

農業災害補償制度改善に関する請願
(岡村利右衛門君外二名紹介)(第一
五三七号)

西春日井郡の雪害補償に関する請願
(多武良哲三君紹介)(第一五三八号)

水田單作地帯の施策に関する請願
(大石武一君紹介)(第一五七〇号)

土地改良事業費國庫補助増額に關す
る請願(小山長規君外四名紹介)(第
一五七三号)

の審査を本委員會に付託された。

同日

農地委員會に對する國庫補助増額の
陳情書(島根縣瀨田郡大國村農地委
員會)(第三六八号)

農業改良普及事業に關する陳情書
(岡山縣地区農業委員會委員長横山
常道外三十八名)(第三九九号)

供出に要する經費國庫補助の陳情書
(鹿児島縣知事重成格)(第四〇〇号)

農業災害補償法の一部改正に關する
陳情書(愛知縣農業共済保險組合中
島支部長山田正重)(第四一四号)

山林復興に關する陳情書(全國森林
組合連合會長井出一太郎外二名)(第
四一九号)

苗圃補助金存続の陳情書(宮崎縣森
林組合連合會長理事井戸川一)(第四
二五号)

作木村地内の農道擴張費國庫補助の
陳情書(廣島縣變三郡作木村長伊藤
房市外十四名)(第四二七号)

農業災害補償法の一部改正に關する

陳情書(愛知縣農業共済保險組合愛
日支部長石垣徳重)(第四三〇号)

農業災害補償法の一部改正に關する
陳情書(愛知縣農業共済保險組合室
飯支部長市川爲次)(第四四〇号)

を本委員會に送付された。

本日會議に付した事件

農地調整法の一部を改正する等の法
律案(内閣提出第一〇四号)

土地改良法案(内閣提出第一八〇号)

○小笠原委員長 これより會議を開き
ます。

前會に引続き農地調整法の一部を改
正する等の法律案を議題とし、質疑に
入ります。石井君。

○石井委員 農地調整法の質問に入る
に先だちまして、過日極東委員會にお
きまして、日本の農地改革を今まで
の線によつて進める、かようにマッ
カーサー司令部に勧告するように申し
ておるのであります。これに對しまし
て、民自黨の政策等におきましては、
今までのものは行き過ぎてゐる、今後
におきましては、農地におきまして
も、耕作地積を内地におきまして、
五町歩くらいを認めるようにしたい、
かような政策等が出ておるのでありま
して、かような考え方並びに極東委員
會の考え方が日本の政策に現われて
来る、かようなことがありますと、い
ろいろとその間に農民に不安を與えた
り、あるいは動搖を與えたりしまし
て、不必要な混亂を農村に惹起するお
それがあるのであります。政府當局と

しましては、農地改革の線を今までの
農林省がなしたところの線によつて進
めて行く、かようなお氣持であるか、
あるいはまた今までの行き過ぎであ
つた、これは少し道をどりをしよう、
かような考えであるかどうか、この点
をお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 極東委員會からマ司令
部に出されましたことが先般新聞に出
ておつたのであります、非常にあれ
は間違つておるのであります。あの新
聞の記事から見ますと、何だか現在の
農地改革が不徹底であるから、さらに
推進せねばならぬように考えられるよ
うな記事が出ておるのであります、
政府といたしましては、どういふ指令
が向うから發せられてあるのか、それ
について十分適合司令部に對して檢
討を加えたのであります、その内容
は、委員會は終戦後における日本の農
地改革について実施せられた政策に賛
同する。右政策は次のようなものであ
る。一九四五年十二月九日付マ元帥指
令の農民解放に關する指令、これは農
地改革の第一回指令であります。それ
から改正農地調整法、自作農創設特別
措置法、全國にわたる農地委員會の組
織、農業協同組合法を極東委員會は政
策として次のごとく決定する。農地改
革の目的は小作者の經濟的狀態を改善
し、かつあつた限り多く、従前存して
おつたよりも多数の自作農を創設する
ことにある。右にあげた農地改革に關
する諸政策は引續いて実施せらるべき
である。

極東委員會の決定は右のごとく、現
に実施せられておる政策に賛意を表し
たもので、新たな意圖を指示したもの
ではありません。政府は農地改革の諸
原則を忠実に実施して行く方針であり
ますが、今回國會には農地調整法等の
一部を改正する法律案を提出し、農地
改革後における農村の新たな事態に應
じて、農地改革に關する諸法令を整備
し、また農業資産相続特別法案を提出
し、多数創設せられた自作農を保護
し、均分相続主義との調整を企圖して
おる次第であります、第三次農地改
革を實行するつもりはありません。小
作料の改訂は目下研究中であります。
小作料の改訂は労働の公正なる報酬を保
障するとともに、土地所有者にも公正
なる地代を認める方針で研究中であり
まして、あの極東委員會が適合司令部
に通過いたしましたことは、今日の
日本の農地改革は不徹底である、それ
であるから、さらにこれを推進しようと
いうように新聞記事には傳へられてお
つたようでありますが、決してそい
ふ意味ではないのでありますから、さ
よう御承知願ひたいと思ひます。

○石井委員 その点について第三次農
地改革を主張される場合におきまし
て、現在の小作地といふものは一切解
消する、かように解釈をするので、第
三次農地改革といふものが非常に問題
にされて、行き過ぎである、かように
論じられておるのであります、今回の
農地改革におきまして、私の村ある
いは部落等におきまして、実施いた

したのでありますが、大体村の標準の耕作地を持つておつて、あと保有地をとる、かような農家の小作地というのは、交換分合あるいはその他の手を通じて、あるいは地主によつて非常に耕地面積の少かつた人たちのめんどうを見てやる。かような点を通じてさうな保有地は解消して行く、かようにやつて、村民あるいは各方面の協力を得、あるいは理解を得ておる。こういう事実から見まして、農地改革におきまして、それらの村の標準の十分の耕地を持つておつて、なお法律の規定によつておる保有地というものが維持されておる、こういうような小作地を解消して行くということは、日本の農地改革の線という点から見まして、適当ではないかと思つておられます。これを第三次農地改革であるから、さうな農地を解放するということは適当だと一律に考え、それらの小作地の五反なり六反なりを返してもらわないうと、將來農家として立ち行かないというやうな小さな耕作地を持つておるところの地主の保有地でなく、大体村の基準あるいは基準以上の農耕地を持つておる人の保有地は、第三次農地改革というやうなことに拘泥しないで、大体農地改革の線に沿つて次第に解放して行く、あるいは小作地を解消して行くやうな方法をとるといふのが進歩的な方法であり、かつまた今後における農村のいづ／＼な、土地取上げ等をめぐつての抗争等を解消する根本原因ではないかと思つておられます。第三次農地改革はいたさない、かように一概に言つて、それらを含めて反定せられる趣旨であるか。第三次農地改革というやうな面一の線によつて一切の

して行く、つまり適當なる農地を農村に維持して行くという建前に立つたところの農地管理委員会、こういう点に移行する問題であると考えられるのである。大体農地委員会の性質は今後におきましては、農地開放の委員会より、農地を農民に對して確保すること、農地管理委員会の性格になつて行く、またさういふ線において十分に指導して行く、かようにお考えになつておられるのであるかどうか。またさうな線に向つて農林省として努力をお尋ねいたしておきたいと思ひます。

意見等が出ておまして、まだ農林省方面としておもしろい意見といふものは定つておられないやうであります。小作料といふものは大体二の辺の基準によつて定めて行くという方針であるか、農林当局において定まつた基準あるいは方針がありまして、一應この際に御発表願ひおまして、さうしてそれらに關する農民の心構え等も定めておく必要があるかと思つておられます。ひとつ農林省のお考えを大臣を通じて御発表願ひたいと思ひます。

長の答弁になるかも知れませんが、二、二、六の比率というやうな点は、自作農が非常に多くなりまして、さうして小作人の方、あるいは地主の方が減るのでありますが、實際問題としては、八反の土地をつくつておつて、そのうち三反なら三反の小作地を持つておる人たちが、その二反なら三反の土地を動かされるということが、小作地が非常に少いということがなく、その三反が動かされるということ、根本的に農業経営が不可能になつて、こういう状況にもなるのでありまして、二、二、六の比率というものは小作層にとつて委員の数におきまして非常に不利になつておると思つておられます。この点について、農林大臣は二、二、六の比率で小作人の方も十分であるとお考えになつておるか、その点をお尋ねしたい。

小作地を開放するのではなく、事情によつては農地改革の線に沿つて適當に適正規模以上の農家の保有地は解放して行く、さうな方法をおとりになるのであるか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○森國務大臣 第三次農地改革という意味がはつきりいたしません。現在政府の行つておられます農地改革の線に沿つて進んで行きたい、かように考えているわけでありまして、一時耕地の國有といふことが一面においてさういふことがどこへやら自然に消えてしまつていけるやうであります。現在の第二次農地改革をいたしたその主義を將來に進めて行きたい、かように考えるのでありまして、今御質問のやうな点も、今回農地改革の趣旨に沿つてこれを進めて行きたい、かように考えるわけでありまして、

○石井委員 その点は後刻農政局長の方に御尋ねいたします。農地委員の今度の問題であります。農地委員の構成が小作が二名、地主が二名、自作農が六名と、二、二、二、かような体系になつております。ところがこの農地委員の小作、自作、地主の区分が、前の地主、自作、小作と違ひまして、今度の法律に基いたところの階層区分によつて定められておるのでありますから、かような階層区分によつて選挙人名簿をつくつて、さうして選挙をやるといふことになりまして、相當の期間が必要であらうと思つておられます。これをこの法律施行後四箇月以内に実施ができるか、さういふ確信が持てるのであらうかどうか。この点を一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○森國務大臣 妥當と信じて原案を作製したわけでありまして、

○石井委員 さうな方針で農地改革が進められ、一應今までの農地開放等が進められると、今後農村に行われるべき問題は、開放された農地がどういふふうにして確保されて行くかといふことであらうと考えます。ただいま農林大臣も申されたのでありますが、今後は農民の農地の確保といふことについてい／＼と努力も拂わなければならぬ、また零細化を防止しなければならぬ、またさういふ言われておるのであります。委員会の性格といふものも非常に大きな変化があるかと思はれるのであります。大体今までの農地委員会といふものは農地開放の委員会であつたと考えられるのでありますが、今後の農地委員会は開放された農地を農民に確保

○石井委員 この点について今後とも農林大臣を初めとして、当局の農地委員会に對する性質の切りかえ、それに基く指導に關する十分の御努力をお願いしたいと思ひます。

○小笠原委員長 これも農政局長が答弁になるやうです。

○石井委員 それでは二、二、六の比率であります。これはやはり農政局

○森國務大臣 第三次農地改革といふ意味がはつきりいたしません。現在政府の行つておられます農地改革の線に沿つて進んで行きたい、かように考えているわけでありまして、一時耕地の國有といふことがどこへやら自然に消えてしまつていけるやうであります。現在の第二次農地改革をいたしたその主義を將來に進めて行きたい、かように考えるのでありまして、今御質問のやうな点も、今回農地改革の趣旨に沿つてこれを進めて行きたい、かように考えるわけでありまして、

○石井委員 その点は後刻農政局長の方に御尋ねいたします。農地委員の今度の問題であります。農地委員の構成が小作が二名、地主が二名、自作農が六名と、二、二、二、かような体系になつております。ところがこの農地委員の小作、自作、地主の区分が、前の地主、自作、小作と違ひまして、今度の法律に基いたところの階層区分によつて定められておるのでありますから、かような階層区分によつて選挙人名簿をつくつて、さうして選挙をやるといふことになりまして、相當の期間が必要であらうと思つておられます。これをこの法律施行後四箇月以内に実施ができるか、さういふ確信が持てるのであらうかどうか。この点を一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○小笠原委員長 これも農政局長が答弁になるやうです。

○石井委員 それでは二、二、六の比率であります。これはやはり農政局

○森國務大臣 第三次農地改革といふ意味がはつきりいたしません。現在政府の行つておられます農地改革の線に沿つて進んで行きたい、かように考えているわけでありまして、一時耕地の國有といふことがどこへやら自然に消えてしまつていけるやうであります。現在の第二次農地改革をいたしたその主義を將來に進めて行きたい、かように考えるのでありまして、今御質問のやうな点も、今回農地改革の趣旨に沿つてこれを進めて行きたい、かように考えるわけでありまして、

○石井委員 この点について今後とも農林大臣を初めとして、当局の農地委員会に對する性質の切りかえ、それに基く指導に關する十分の御努力をお願いしたいと思ひます。

○小笠原委員長 これも農政局長が答弁になるやうです。

○石井委員 それでは二、二、六の比率であります。これはやはり農政局

○森國務大臣 第三次農地改革といふ意味がはつきりいたしません。現在政府の行つておられます農地改革の線に沿つて進んで行きたい、かように考えているわけでありまして、一時耕地の國有といふことがどこへやら自然に消えてしまつていけるやうであります。現在の第二次農地改革をいたしたその主義を將來に進めて行きたい、かように考えるのでありまして、今御質問のやうな点も、今回農地改革の趣旨に沿つてこれを進めて行きたい、かように考えるわけでありまして、

○石井委員 この点について今後とも農林大臣を初めとして、当局の農地委員会に對する性質の切りかえ、それに基く指導に關する十分の御努力をお願いしたいと思ひます。

○小笠原委員長 これも農政局長が答弁になるやうです。

○石井委員 それでは二、二、六の比率であります。これはやはり農政局

はどこにあるかと申しますれば、農林省も発表しておりますように、土地取上げが全国において二十五万件行われているといわれております。しかも潜在的な、表面に現れない土地取上げは、おそらくその二倍、三倍に達していることが予想されるのであります。

そういふことがこの農地改革の裏面において行われておる。さらに農地改革のために農地のやみ賣りが相当行われたという事実もあるものであります。従つて農地改革によつて当然惠するべき零細農民が、むしろ土地を取上げられて泣いておるといふ事実が反面にあることを、政府は一体御承知かどうか。そしてこの地を取上げられた人々に対しては、一應貸借契約の復活であるとか、あるいは適宜買収の規定を設けて救済する方法は一應購置してあります。それがただ小作人の申請によつて初めて取上げられるのであります。こういうような問題を解決するために、農地委員会が積極的に行なう問題が解決する権限が与えられなければ、根本的に解決しないのであります。こういう実情をわれわれが考へて見る場合におきまして、農地改革がなるほど一應政府が予定した数字に達する面積だけは買収し、これを賣り渡すことができたが、しかし根本に横たわつておる土地取上げ、土地のやみ賣りの問題は、依然として解決してない。従つて農地改革が好成績に終つたといふことは、まことに表面的なものの方であるといふぐあいになつておる。考へておられます。この問題について大臣はどういふふうにお考えになつておるか、そして全国に行われた土地取上げ、土地のやみ賣りの問

題を、今後どういふぐあいに処置される考へを持つておられるか、この点ひとつ伺ひたいと思ひます。

○森國務大臣 農地改革に対する批判はどちらからでもできます。従来一町内外の耕作面積が五反歩内外の平均耕作地の農家に轉落したという御意見であります。が、何分耕地の少い日本に今まで大地主、小作といふような、いわゆる封建制度を認めておつたのを打開するための改正法でありました。開き、これが零細化することは当然であります。ことにこの制度が小作料というものを物納化せずして金納化いたしました結果は、従来地主として物納によつて生活をいたしておつたものが、今や金納といふことに改められましたがために、生活上自給に帰つたといふような面もありまして、当時小作地であつたものが、全部自作農地として表現し得なかつたやうなことになる。たまたま一つの原因と考へるのであります。その後地主の土地の問題について、いろいろ問題が紛糾いたしてあることも承知いたしておるのであります。これはまだ農地改革といふことが、十分に徹底をいたしておらなかつた欠点もあると考へるのであります。また農地委員会がこういう問題を取上げて調停に乗り出す、あるいは調停するといふことも考へられることであります。地方々々によつてその事情は非常にかわつておるが、提案の理由に説明いたしました通り、当時の農地改革法を考へましたことが、今日から振り返つて見まして、相当に成績があつておるといふことを申し上げたことは、決して虚構な事実でもないと思ひます。

○深澤委員 日本の農業の事情から零細化したのは当然であるが大臣は言われる。そしてその原因は、物納が金納になつたといふことであると今申されたのであります。が、一体大臣は物納が金納になつたことが不合理な処置であつたとお考へになるかどうか、そういう点についてひとつ伺ひたいのであります。

○森國務大臣 合理的であるか合理的でないかは私は論じておりません。ただ小さい農家になつたといふ事実の一つの要因をなしておるといふことを申し上げただけであります。

○深澤委員 農民解放指令の面から言つて、そういうことになつたことが好ましい結果であつたかどうかといふことについて大臣の御意見を伺ひます。

○森國務大臣 好ましいも好ましくないも、とにかく農地開放といふことが、封建制度を打開して自作農をつくるというのが目的であつたのであります。農地法はその目的に沿つて実行せられたのであります。今お話のやうに五反歩、四反歩しか持たないところの自作農ができて、これはやむを得ない結果でありまして、昔のやうに一町ずつの自作農をつくるということは、事実上できない日本の農業の素質を持つてゐるわけでありまして。

○森國務大臣 農地改革の進行で、その間に、結局ものを確保するたに、土地が取上げられた。そういうことによつて零細化されたのであります。こういうことは農地改革の逆行であるといふぐあいにわれわれは考へておる。しかし大臣は妥協である、やむを得ない結果であるといふやうに考へられておるやうであります。そういう点について大臣はどういふぐあいに考へておられますか。

○森國務大臣 議論が並行線になつておるから合致せぬと思ひますが、ただ小作農であるべきではない、耕作農民が自分の土地として耕作農とならなければならぬ。いわゆる自作農とならなければならぬといふ氣持で農地改革は行われたのであります。しからば今までの地主が金納制度によつてどうして生活して行くのか、今までの地主が搾取しておつたから、減つていゝといふことは、國家からは考へられなかつた。また従来の地主が自分の生活を維持する上において、今まで全部小作地にしておつたものを自作地にと考へることは当然であります。私はこれは決して悪いことではないと思ふ。そのために、予期したしておつた小作地が、全部小作者のための土地とならない結果となつたのであります。

○森國務大臣 それでは大臣は、今まで地主が小作地として貸しつけておつた土地を取上げて使つて自作農になつたといふことも、やむを得ない結果であるといふふうにお考へになりますか。

○森國務大臣 それは法の許せる範囲においてはやむを得ません。

○深澤委員 つまり今の土地取上げは、農地委員会を通じて合法的に行われたものならば、これもやむを得ないと思ふが、そうでない事件が相当たくさんある。農林省の統計においても二十五万件、もちろんその中にはあるいは農地委員会の合法的な決定によつて行われたものもありましようが、それ以外におそらくその二倍、三倍に達するものがあるものであります。そういう土地取上げ、結局農地改革によつて惠まなければならない耕作農民が、かえつて土地を取上げられて苦しんでおるといふこの事実、こういう問題に対して、それとやむを得ない結果であるといふぐあいに考へられるのか、もう一ぺん伺ひたいと思ひます。

○森國務大臣 違法はあくまでも違法であります。それは裁判所が解決するであります。それは法によつて地主が自作農となり得ることは決してさしつかえないと思ひます。

○深澤委員 もつと具体的にお尋ねいたしますが、もちろん日本の農村には、わずかな小作地を所有して、それを貸して今まで生活しておつた地主もあるものであります。物納が金納になることによつて地主の収入が非常に減つて来て、地主が食つて行けない。だからその場合において小作人から土地を取上げて、その地主が自分でつくる

こうになつたのでありますが、最近は小作問題が非常にいろ／＼と複雑になり、その上にもつて來まして小作調停官が昔のような老練の人がおられないというような關係になつておるので、どうしても適當な小作調停委員がなければならぬ。しかるに今までの小作調停委員といふものも裁判所の都合で、市内の人でひまな人にちよと出てもらうといふことで間に合はしておつたのであります。これではいかぬというので、今度の小作調停法の改正等もいたして、それに対する処置を講じたようでありますが、今までにおいて農林省が、裁判所に対するところの小作調停委員の推薦等におきまして、どんな手続をとつて了解を得ておつたか、連絡をとつておつたか。これらの点についてお

伺いをいたしたいと思います。

○山添政府委員 この点につきましては、農林省といたしまして、話をする程度でありまして、特別に表立つたこととはいたしておりません。しかし縣廳におきまして、たとえば山梨縣等、こゝういふ今回の改正のようなことを從來からやつておりまして、うまく運用しておる実例はあるわけであります。

○石井委員 この点私も裁判所に幾らか關係のある立場で、裁判所長といろいろ連携して万全の措置を講じて行きたいと考えておつたのであります。が、ひとつ今後においては最高裁判所等と農林省とが連携をとりまして、そしてこの法律の趣旨が十分に実現でき、小作調停委員は、最も適任な者が、小作調停に参加することについての処置をとつて、各縣にまかせるのでなく、農林省より最高裁判所の事務局等と連携をいたしまして、万全の

措置を講じていただきたいと思うのであります。それらについての今後のお考えを一應承つておきたいと思うのであります。

○山添政府委員 この改正法律が成立いたしますれば、もちろんお話のようにいたすつもりであります。

○深澤委員 農地調整法の第四條の農地の移動調整の問題であります。われわれは第四條の規定の趣旨は、この法律が施行される当時の現狀を維持して、農地の移動をなるべくさせないというところに第四條の趣旨があつたと思ふのであります。われわれも縣農地委員としてそのためには相当努力して來たのであります。この第四條の規定が当時の現狀を維持するというところにその目的があつた、その趣旨があつたというふうなわれわれは解釈して來たのであります。その点についてまず農政局長の御意見を承りたい。

○山添政府委員 第四條の趣旨は、ある一定の地点をとらえて、それを固定しようという考えはないのであります。ただ今までやつて來ておりましたのは、農地改革をいたしまして、昭和二十年十一月二十三日の現狀でもつて土地を買収するという時期でありましたので、この買収が一應終りますまで、土地関係が移動しますと非常に混乱いたしますので、いわば土地を凍結して來た、こういうことになつております。將來は家族労働の増減等に應じて、経営規模がかわつて行くという事は、これは當然だと考えております。

○深澤委員 今度の改正法案の第四條の二項の第一号であります。この内容を見ますと、「自ら耕作又は養畜ノ業務ノ目的ニ供スルモノト認メ得ザル場合」という場合は許可、承認をしないということになります。つまりそういう「自ら耕作又は養畜ノ業務ノ目的ニ供スルモノ」は認めるといふが、いかに反対解釈としてこれはなつていないと思ふのであります。そういうことに了承してよろしいのですか。

○山添政府委員 その通りであります。今後いよいよ不耕作地が発生増大したして行くことを防ぐ趣旨であります。

○深澤委員 そういたしますと、結局今までの所有権、地主が自分の持つておる土地が小作関係にあつた、それを返してもらつて「自ら耕作又は養畜ノ業務ノ目的ニ供スル」場合は、自分の同居の親族もしくはその配偶者がやつた場合であつても、それを認める、こういう結果になると思ふのであります。が、その解釈してよいのであります。

○山添政府委員 それはそういうことだろうと思ひます。その場合におきましては、いわゆる第九條が基準になるわけでありまして、

○深澤委員 そういう意味において、この一号、二号、三号、四号、五号をつけ加えたことは、農地の移動に對して一つ一つのわくをつくつたというよりなことになると思ふのであります。が、そのわくが、從來の法の運営はこういうものには大体できる限り許さないうという方向に農地委員会は動いておつたと思ふのであります。今度はこういうわくをこしらへることによつてむしろ農地の移動が相当行われるという結果になることをわれわれはおそれるのであります。その点についての農政局長の御意見を承りたいと思ひます。

○山添政府委員 第四條のわくをめぐりましては、今後における農地移動を、自作農創設特別措置法等いわゆる農地改革法令によつて樹立せられし原則の範囲内にし、こういう意味を持つておるのであります。従つてこういう基準等をつくりましたがゆゑに、土地移動を頻繁にするということではございせん。問題は今までは農地の移動関係を農地の買収等が終了いたしましたまで押えておつた、今後はその必要はない、こういうことを申しておるのであります。

○深澤委員 第四條の三項、つまり農地の改作の制限の問題であります。これは五千坪を越える場合においては農林大臣の承認を受けるべしという規定になつております。この場合に中央農地委員会という協議機関があるのであります。これには全然関係なく、大臣だけの許可でいいのかどうか。これに對して詰問あるものはその中央農地委員会の議決というものを要するのかわりか、そうするものが中央農地委員会というものが存在する建前からいつて妥協ではないかと考へるのであります。その点についてどういふか。

○山添政府委員 そういう判断は行政廳で十分だと思ひます。

○深澤委員 第九條の三の小作料改訂の問題であります。大体制定當時といたしましては、小作料に對しましては今まで非常に小作料が高過ぎたからこれを引下げようということに、農地委員会は努力して参つたのであります。今度はそういう小作料の改訂の手續の關係につきましては、むしろ市町村農地委員会の権限において行ふようにな

とが適當であるという現狀であつたのであります。その後にインフレ等の關係におきまして、小作料の値上げというやうな問題が非常に問題になつて参りました。こういうやうな事情においてこの小作料改訂の手續を簡易化するということは、全國的に小作料の値上げを促進する結果になると思ふのであります。この点についての農政局長の御意見を伺ひたい。

○山添政府委員 第九條の三の二項は省令をもつて規定することになつております。これは行政廳の方から一方的な新しいレベルを示すわけでありまして。たとえば農林大臣が告示をする。その範囲内であれば市町村が簡易に扱つてよろしい、一々知事さんのところに持つて來なくてもよろしい、こういう規定であります。

○深澤委員 その次は小作調停制度について伺ひたいと思ひます。が、大体この小作調停制度というものは、なるほど今までの非常に軍閥的な力が強くて、農民の自由なる権利というものが制限されておつた場合におきましては、この小作調停制度も一應進歩的な制度として認められたのであります。最近のように民主的な状態になりましては、この小作調停制度は、この小作調停制度というものは、むしろ反動的な役割を果している場合が往々あるものであります。なぜかと申しますればこの最後の決定をいたします主任判事というやうな人々は、農村關係につきましては、十分事情を知らない方々が相當あるように見受けられるのであります。そして調停というものは、何でもまん中折半して、半分ど

ころで解決すればよろしいというやうな傾向が非常に強いのであります。そういう關係から申しまして、農地改革の上から申しまして、小作調停制度というものがかゝつて大きな障害をなして來たということも、われわれは考へるべきであります。むしろ小作調停制度の必要なくして、農地委員会の権限においてこうした問題を解決するといふ方向へ持つて行くことが、最も民主的であり妥協ではないかというやうに考へるのであります。この点について農政局長の御意見を伺ひます。

○山添政府委員 農地委員会で扱います場合は結局調停であります。従つて當事者の方でその調停に同意しなければこれはしかたがないわけですが、その場合に今度は裁判所の調停に移るわけでありまして、これは今度調停委員の農地問題について造詣の深い人が選出せられます。また小作官の意見も必ず聞くという制度になつております。第二次的な制度としての小作調停ということとは十分意味があると考へております。

○深澤委員 それでは農地委員会の構成につきましては、石井君から具體的に質問がありましたので、一應私は質問をすることをやめますが、自作農特別措置法の問題につきまして、このたの法案改正によりまして、不在地主の範圍が非常に拡張されておるのであります。この趣旨は一体どういふところから來ておるのか。農民解放指令から申しまして、われわれは當時の農林省の方針に基きまして、廣汎かつ急速に農地改革を行うということ、あの制限の範圍内の土地の開放すらもわれわれは努力して参つたのでありま

す。そういうような関係上、おそらく
全國各町村とも制限内の土地といえど
も、全面開放しておるといふような
ころが相当あると思ふのであります。
そういうことのために全國の農地委
員、あるいは農地委員会関係の職員等
が努力して参りました。そして不在地
主の範圍なんかの問題にしまして、
厳格に法の規定を守りまして、ある場
合においては氣の毒な地主があつた
にもかかわらず、涙をのんで法を守
り、農地改革を推進するために努力
して参りました。そういうような努力
の裏づけが、今日逆に、今まで抑え
てきた不在地主の範圍を今度の法律によ
つて拡張することを認めるということ
は、まことに今までの農地改革に努力
して來た者といましては、納得が
できないのであります。この点につ
いて當局はどういうぐあいに考えられ
てゐるか、ひとつ御意見を伺いたい。

○山添政府委員 これはある時点を画
してドラスティックな方法で改革をい
たします場合と、今後恒久的な法律と
して続けて行く場合とは、おのずから
様態が違ふかと思ひます。今回第四條
第三項以下に書きましたのは、結局従
來日本で考へておりました家という觀念
をそのまま持つて來たのでありまし
て、所有者が、名義人がなくなつても
その子供なり、細君なりが残つてその
ままやつてゐる。われ／＼の普通の常
識から言つて、その家はそのまま残つ
て農家としては続いているわけであり
ます。これは不在地主と見ないといふ
のでありまして、これはきわめて私ど
もには常識的な考へ方だと思ふのであ
ります。これをこいうふうに扱いま
せんと、学校の先生の轉任であります

とかいふような場合に、非常に摩擦が
起るのであります。そういう職業上
の理由等に基きまして、人が移轉をし
なければならぬといふような場合の救
済をいたしておるのであります。

○深澤委員 特にその中において、そ
の者が將來再び住所に歸來する見込の
あるといふような者で、市町村農地委員
会が認めたときといふような事項があ
るのであります。が、今までの不在地
主の認定の場合におきまして、この事
由が非常に問題になつて來たのであり
ます。將來再びそこへ歸來といふこと
が常にいかなる不在地主の立場にお
いても、それが言われて來たのであり
ます。しかしながら市町村農地委員会
あるいは縣農地委員会といたしまして
は、この点は非常に努力をいたしまし
て、実情まつたくさういふ事情にある
者に対しては、ある場合において
はさういふことを容認して來たよう
な事實があると思ふのであります。と
ころが今度の法文においてさういふ
ことが明確になつて参りますれば、た
とえ歸つて來ない人でも、將來歸つて
來るといふ理由をつけさえすれば、こ
れを認めざるを得ないといふような結
果になると思ふのであります。こよう
いふような意味において、この法案は非
常に今までの農地改革に盡力して來た農
地委員会等のやり方に対して、大きな
今までの違つた影響を與えるといふこ
とが言えるのであります。その点につ
いてひとつ御意見を承りたいと思ひま
す。

○山添政府委員 これは法律論であり
ますが、改正法律といふものは、改正
法律が施行になつてから適用になるの
でありまして、今までにおいて買収い

たしましたものと、この改正事項とは
何ら関係がないのであります。

○深澤委員 もちろんこれは波及して
効力を生ずるといふふうには考へてお
りません。今度の問題であるとは考へ
ております。未だこゝした問題に
ついて決定が行われずして、そのま
ま買収ができないような問題も、全國
にまだ相当あるわけでありまして。さ
ういふような問題について、これが響
いて行くといふことを御存じ願わなけ
ればならぬと思ふのであります。そこ
に問題があると思ふのであります。農
省はもう農地改革は終つてゐるのだ
、買収も賣渡しも終つてゐるのだとい
ふようにお考へになつてゐるが、日本
の農村にはこの問題がまだ非常に残つ
てゐるといふことを、農政局長はさう
いふふうにお考へになつておられます
か。

○山添政府委員 大体完了してゐる
と考へてゐるのであります。

○深澤委員 その点はまた他の機会に
譲つて、われ／＼は完了してゐない事
実を申し上げなければならぬと思ふ
のであります。

その次に十五條の農業用施設の買収
の問題であります。この問題に対
しましては、やはり今の問題が起つて
來るのであります。その宅地あるいは
その建物の所有者が近くみずから使用
することを相当とする場合において
は、この買収ができないといふことに
なるのであります。これも今までの十
五條買収の場合において、常に所有者
側から反対理由として申し立てられた
理由であります。この点について私は
十五條の農業用施設の買収は、これは
買受けを希望する者からの申告によつ
て行ふのでは、遅々としてこの問題が

解決しないのであります。農地の開放
と同時にその住家であるところの建物、
宅地あるいはその他の農業用施設とい
ふものは、農業経営にとつてはなくては
ならない重大な根拠であると思へる
のであります。従つてこの開放のた
めにも、むしろ十五條の買受者から
の申請によることなく農地委員会の
認定によつて買収できるというところ
まで、この法案の実行の範圍を拡げて
行かなければならないといふような意
見をわれ／＼は持つてゐるのであり
ますが、それを逆に今度は縮めて、宅地
や建物を所有者が近くみずから使用す
ることを相当とする場合には、買収は
できないと規定することはまさに完全
な農家を育成するという方向に逆行す
るものであるといふふうにお考へので
あります。この点についてどういふ
ふうにお考へておられるか。

○山添政府委員 所有者が近くみずか
ら使用することを相当とする場合に
は、買収しないのがあたりまえであり
まして、この十五條に書いてあるのは
從來通牒をもつてこの趣旨でやつてお
つたのであります。それを今回通牒を
法律の中に入れた。こゝういふことで
あります。

○深澤委員 そういふ抽象的なことで
なくもう一步つき進んで申し上げま
すが、ほかの住家は別にありまして、そ
の家を貸してあるといふような場合に
おいて、たとえばその貸してある家に
対して、最近自分のむすこが嫁をもら
うからその家が必要であるといふよう
な理由によつて、その貸家の買収を拒
むといふ問題が起きてくると思ふので
あります。そういう場合において、近
く使用するといふことが起きてくる

思ふのであります。もちろん相当とい
う言葉が入つておりますから、市町村
農地委員会がそれを相当とするかとい
ふかといふ問題が起つて参りますが、
しかし御承知のように、全國の市町村
農地委員会が、必ずしも農地改革の線
に正しく沿つて動いてゐる農地委員
会ばかりとは申し上げることができま
せん。むしろ地主的な、非常に反動的な
市町村農地委員会もあるものであり
ます。そういう市町村農地委員会の範
圍内にある問題につきましては、普通
ならば相当と認めないことも、相当と認
める危険性が多分にあるのでありま
す。そういう意味において、全國に適
用される法律をいたしまして、こよう
いふ問題を挿入し、農地委員会の認定
によつて、その相当といふ言葉を解釈で
きるようにする法案を挿入すること
は、全國的に大きな自作農育成のじや
まになる法文であるといふぐあいにわ
れわれは解釈するのであります。この
点についてどういふぐあにお考へに
なりますか。

○山添政府委員 自作農創設特別措置
法の運用は、大体農地委員会にまか
されておるのであります。法律の規定
をいたしましては、これを一々具体的
に例をあげるわけには行きません。相
当といふ抽象的な觀念と言葉をとる以
外に方法はないのであります。おつし
やるごとくでありますれば、これは農
地改革と言つて、何にもできぬとい
ふことになるのであります。やはりそ
の農地委員会に信頼をして法律を運用
してもらひ、さうして不当なことが
ございませう、知事等において議決の
取消しあるいは再審議を命ずる、ある
いは都道府縣農地委員会が代行すると

いより監督規定は設けておるのでございするが、しかし原則論といたしましては、これは農地委員会にまかせておくという事は、これを民主的な方法でありまして、私は当然なことだと思ふのであります。それに対してまた法律の規定としては、一々の具体的な事例をあげることもできませんので、「相当とする場合」という抽象的な規定がございするとも、またやむを得ないのではありません。

○深澤委員 私はその相当とする内容を法文に入れるというより意味を申し上げたのではなくて、むしろ今までの十五條の買収が、あの法文ですらも十分に効果があらなかつた、成果があらなかつたという場合において、むしろあの法案の範囲を縮小するような、こういう法文を入れること自体が大きな間違いではないか、むしろ逆行する結果になるのではないかとこの意味を申し上げておるのであります。そういう意味において私は、この法文の範囲は十五條の適用を縮小する結果になる、従つて農家の育成のためには非常に障害になる、こういう考えを持つておるのであります。その点について、農政局長はどういう確信をもつてこれを挿入したのであるか。

○山添政府委員 本来から言えば、最初からこういう法文があつた方が正当だと思ふのであります。ただこういう法文があるからといって、今まではこれと同様の通牒を發しまして、それによつて指導をいたして來たのであります。その通牒を法文化したというのであります、あたりまえのことであつたりますのでありますから、ふやすのでもなければ減らすのでもな

い、こういうわけでありまして。

○深澤委員 農政局長のあたりまえなことをあたりまえにするという事は、今まで次官通牒等においてしばしばやつておつたからというやうなぐあいには解釈されるのであります。またたく今までの次官通牒の中には、法律の根本精神をむしろ逆に行くやうな、制限するやうな次官通牒も多々あつたと思ふのであります。そういうやうな次官通牒を出して來ておつたから、あたりまえのことをあたりまえにするのだというやうな解釈をされておるやうであります。そういう考え方は、おそらく農地改革に關係のある農民としては、非常に迷惑であると思ふのであります。その点はそのくらいにいたしまして、その次の問題で、「宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買収を不適当とする場合」というやうな法文があるものであります。これはどういふやうに解釈してよろしいのであるか。不適当というやうな言葉もまた、もちろん一々具体的な内容は示されないとはい思ふのであります。かゝるにこの不適当というものはどういふやうに農政局長はお考えになつておるのか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○山添政府委員 場所から申ししますると、市街地の中に農家の人が住んでゐる、かような市街地の中の住宅であるいは宅地を買ふのは不適当と考へておるわけでありまして、それから構造等の意味から考へますと、これは特別の用途を持つてゐる数寄屋にでも臨時にちよつと入つておつたというやうな場合に、本来これは農家の住宅ではない、こういうやうなものは環境、構造等か

ら見て不適当と考へます。

○深澤委員 そういふことにつきましては、從來市町村農地委員会が認定をして、これは決定して來たと思ふのであります。ことさらにこういう法文を入れること自体が、まことにわれわれに解釈に苦しむのであります。これも十五條の実施を縮小するといふ一つの意圖を持つておられるのではないかと、いふやうに思ふやうな意圖があるのかどうか、はつきりお伺ひしたい。

○山添政府委員 十五條の運用を正當かつ正確にするためであります。

○深澤委員 最後に、この農地調整法の改正法律案は、日本の民主化のために、非常に基本的な問題であると思ふのであります。今度の改正は、今までやつて参りました農地改革に對して、相當大きな反響を及ぼすものであり、それを制限し、あるいは逆行するやうな方向にすゝ行くことの心配があるものであります。従つて私は——これは会期等の關係もございまして——今までは農地改革等の事情にたづなつて参りました人々、あるいは学識経験者等の御意見を拜聴する機会を得るやうに、ひとつ委員長はおとりはからいをお願いしたいということを希望して、おく次第であります。

○石井委員 この前の縣の農地委員は、大体二十名くらいをもつて構成されておつたのであります。今度の法律によると、ちよつと今までの町村と同じ六・二・二で十名になるやうでありまして、かような数では、ちよつと縣の農地委員会が、あるいは欠席等の人もありまして、運営が非常に不円滑になるのではなからうかと思ふのであり

ますが、これで十分間に合うという考へ方ですか。

○山添政府委員 縣の農地委員会の性格も、先ほど石井委員がお述べになりましたやうにかつて來るものであります。今後における縣の農地委員会の主たる任務は、訴訟の裁決等が主であります。訴訟の裁決等をいたしますのには、やはり多数人数よりも、むしろ人数は少く、かつ事を慎重に扱つていくことが適當なのであります。従つて十名に、いたしたのであります。運用上さしつかえないと思ひます。

○石井委員 もし縣の要求等があれば、倍数の二十名にするというやうなことはあり得るのかどうか、どこまでも十名でそれ以上の増員は認めないものであるかどうか、その点をお尋ねいたします。

○山添政府委員 これは三名まで選挙以外の委員を任命することはできますが、そうたくさん置く必要は全然認められておりません。

○石井委員 先ほど農林大臣から御答弁がありまして、第三次農地改革はやらないと言われたけれども、しかしながら適當な耕作をしてゐる人の小作地は、これを開放するようにして、できるだけ小作地を解消して行きたい、と申されたのであります。今後これを進めたいといふことは、實際問題として非常にやつかいなことである。一應農地改革の大きな波が通過したあとこれをやるのは相當困難であらうと思ひます。しかしながら今後農林省においては、非常に重点を置いて土地改良法等において現れるところの農地の交換分合をやることになつておりますが、この交換分合の途上において、こ

の点を解決して行く、あるいはまたその線に沿つていふ努力をいたしますと、円満のうちに小作地の解決が進められようと思ふのであります。農地の交換分合からいへば、適當な耕作歩積を持つてゐる小作地は解消して行くやうに努力する方針であるか。この点農林當局並びに農林大臣のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○森國務大臣 土地改良法によつて土地の交換分合を行つて行きたいと思ひます。なお現在残されておる小作地の開放等につきましては、その事情によりまして現法制のもとにこれを進めて行きたい、かように考へております。

○竹村委員 先ほどから大臣は、極東委員会からの今回の指令は、第三次農地改革をやるのではない、現在の農地調整法によつて行われてゐる農地改革を維持して行くのであるといふふうに解釈してゐるというお話でありました。現状の通りによつて行く場合におきまして、開放された自作農の維持、こういうことを大臣は言われておるのであります。しかしこの自作農の維持といふことは、先ほどちよつと触れられましたが、いろいろな点において非常に困難になつてゐる。これに對して大臣は、農地調整法を通じてでき上つた自作農をどういふ面で保護して行くこととされるか、これは農地調整法の問題になると思ふのであります。具体的な点にどういふ点を重点として自作農の保護をせられて行くこととするか、お伺ひしたいと思ひます。もう一つは、先般農地調整法によりまして、國家が土地を買収し、これを賣渡した。そして小作農からは現金が相當國に入つてゐるのであります。その

額は一体どれだけあるかお聞きしたいのであります。もう一つは、このまま変更しないで続けて行くとしまして、今度の予算面を見ると、市町村の農地委員会に二名の書記を確保される予算を一應出しておられますけれども、事務費は驚くべき一箇年に三千なんぼである。市町村の事務費が三千なんぼではたして一箇年の事務が行えると考えておられるか。しかも自作農特別措置法によりまして、登記関係は当然知事がやらなければならぬものを、市町村の農地委員会にまかされて、市町村の農地委員会が一年にわずか三千なんぼの事務費でやれるかどうか、この点を伺いたい。

○森岡大臣 先ほどもお答えいたしましたのでありますが、先般極東委員会からマツカーサー司令部に指令があつたのであります。これはマツカーサー司令部から日本政府にさらに指令されたもので何でもないものであります。当時新聞の一、二に報道されておりましたが、内容がまったく違つておりますし、また曲解した記事になつております。新聞の記事等は責任を持つたものもありませんが、ときにありますと眞実を語らないような記事も出るのであります。「眞相」という雑誌に眞相ならざることを書いているような時代でありますから、どうか眼光紙背に徹する意味において、すべてを考へていただくかと思つております。今の政府は農地改革をすばらしいとおるといふに誤解を受けますから、念のために向うから來ましたものを申し上げておきます。総司令部の渉外局にどういう指令がありましたか聞いたのに対して、向うから來たものであります。

一九四九年四月二十八日極東委員会において採択された政策を實施するため國務省において作成された指令は総司令部に受理された、その要旨は左の通りである。

(一)極東委員会の見解によれば、衡平にして健全なる農地改革計画は、日本の民主化を促進する重要な要素である。

(二)極東委員会は、終戦以來日本の農業制度の徹底的改革を實現する目的をもつて採られた以下の諸措置の基礎たる根本原理を確認する。

A、連合軍最高司令官が日本政府に対して発せざる諸指令、殊に「一九四五年十二月九日附指令」(十二月九日附指令は、日本政府に対し農業機構を長い間阻害していた諸弊害を根絶すべき農地改革計画を記案するように下命したものである)。

B、一九三八年「農地調整法」改正法律。

C、「自作農創設特別措置法」として知られる農地改革法律。

D、右に掲ぐる農地改革を處理するために、全國中に農地委員会を網の目のように創設すること。

E、日本農林省の最近の報告書により認められる農地調整計画の部分の實施。

F、「農業協同組合法」。

(三)極東委員会は、政治事項としてここに左の決定を下した、すなわちA、農地改革の固有の目標は總ての小作人の経済的境遇を改善し、かつ実行し得る限度において、從來存在していたよりもさらに多数の独立せる自作農階層を創設することである。

とである

B、これらの目的のために、前掲第二項において明白にされている諸措置の基礎たる根本原理はさらに継続して適用されるべきである。

それでありまして一九四五年十二月九日、初めて農地改革をやれという指令が來て、農地調整法、自作農創設特別措置法、農業協同組合法、これらのものを日本がやつた。ところが日本の民主化は非常に成績をあげておる。將來もそのやり方を保持して行け。こういうふうな極東委員会が確信をせられたのでありまして、決して現在やつておる日本のことが悪いから、さらに一歩進めてやれ、こういう指令ではないといふことを御承知願ひたいのであります。

つきましては、せつかくつくつた農地改革を今後どういふふうな維持して行くかという意味のお尋ねであります。これは今質問の中にもありましたが、簡単に解釋できるものではないと思ひます。總合的な見地から、せつかくつくつた上げた自作農を維持して行くべく諸般の政策を講じて行かなければならぬ。かように考へるのであります。現在政府としてとつております農業政策の全般が、この目的に沿うようにはやつて行くこと、はなはだ抽象的ではあります。かようにお答えするよりはほかはないと考へる次第であります。

○山添政府委員 自作農創設特別会計に、余りました金であります。これは三十数億円であります。これは預金部に預けまして、そこへ運用されておりますから、可能な限り農地証券の償還に充てる。それから農村の必要な仕

事の方に運用できるようにしたいといふことで、今研究をいたしているのがあります。關係方面にいろいろ意見があるらしいのであります。まだ具體的にどういふふうな申し上げる段階には至つておらないのであります。

それから市町村農地委員会の三千円事務費の問題であります。これは三千円で行くとは実は私も考へておらないのであります。農地委員会の経費といふことは、農地委員会の補助費といふ項目以外におきまして、嘱託登記の費用が約六千万円ございまして、また未墾地の買収等の處理のための経費が一億一千万円ございまして、それらのものを考へますと、市町村農地委員会の事務費は、平均して申し上げて一万三千円を欠けることではないと考へております。

○竹村委員 ただいま大臣から詳細な極東委員会からの指令をお知らせ願ひまして、非常に参考になつてありがたのでございまして、その中にはつきり指令されているように、今後ますます自作農をできる限りの可能な範囲内において農民に與えて行くといふ意向があつたのであります。従つてこ

ういふ考へ方からいたしまして、もういふよりむしろこゝういふ考へ方を抜きにいたしました。現在の農地調整法に盛り込まれた方法といふものを後退させることは許されません。これだけはだれもが考へるところでありまして、少くとも前進せしめることはできません。けれども、後退せしめることはできない。こゝういふように私は解釈するものでございまして、現在のこの出された改正案から見ますと、たとえば第九條の六が削除されておる。この第

九條の六が削除されました場合におきましては、いろいろな形において小作料の引上げ等が、たとえば市町村農地委員会において決定するならば、これはできる限り可能な條件になつて来る。しかもいろいろ不利な條件を押

しつけられる危険性があるのでございまして、そういうことになりまして、先ほどの大臣からお示し願ひました指令の性質に反するのじやないかと思ひますが、その点に關してどういふふうにお考へになつておられますか。

○山添政府委員 今回の改正法案の中には、農地改革が後退するような考へ方を持ちました事柄、また事実後退するような事柄は一つもないのであります。結局從來不明確でありました点を明確にするとか、あるいは規定を詳細にするとかいふ点が主になつておる。また小作調定等については、その制度をかねて考へておりました通りに改善をするという事柄が主になつておるのであります。

第九條の六の削除ということ、ただいまお述べになりましたことは別に關係はないのであります。これはいづれにいたしまして、小作料等の問題も、経済状況が著しくかわりますれば、そこにおのずから最高小作料の水準もかわつてまいるのであります。今回の改正はそういう最高小作料の水準がかわるということ、かりに農林大臣等がそういう処置をとりますれば、その範囲内では簡単に市町村で処置ができます。こゝういふことにはしたたのであります。またそういう水準等がかわりますれば、一度裁判上の決定がありまして、これは事情の著しい

変更ということになりますので、おのずから事態がかわつて来る。そこで裁判上きまつたものについては行政的なことで何ら影響を受けることがないというふうな規定も、おのずから不要になつておるというので、第九條の六は削除いたしておるのであります。

○竹村委員 第九條の六は今おつしやつたようなことと関係ないことはないと思ひます。第九條の事項は大体「民法第六百十七條及第六百十八條ノ規定ニ異ル小作條件ニシテ賃借人ニ不利ナルモノハ之ヲ定メザルモノト看做ス」といふに、いくら今まで不利な小作條件がありまして、この規定がありませんがために、その不利な事項が定められる。たとえばそれがいわゆる契約でいふ／＼な証文がありまして、その調整法に限られた以外の、それ以上の不利なものはないという条件だと思ふのですが、それを廃止しますならば、昔古く考へ方で、古いときに契約いたしました契約証文等が生きて来ると思はれるのであります。もう一べん見解をお聞かせ願ひたい。

○山添政府委員 これはこういうことになるのであります。私が今申し上げましたのは、この九條の四とか九條の五とかいうような條文との関連におきまして、裁判上定まつておるものにつきましては、第九條行政職等の項によつてこれを變更することができない。すなわち最高小作料を越えておるような場合があつても、これはしかたがないということに今までの規定はなつておるのだというわけなのであります。今後の状況におきましては問題は違つて参りまして、物價の水準が全然かわりましたので、新しい小作料の水

準等ができるということになりますれば、自然元の第九條の六というのは実質上の意味を失つてしまふ、要らなくなる、こういうふうな考へるものであります。

○竹村委員 それがおの連にいてするならば、結局これは從來の農地調整法から一歩後退したものであるといふように考へざるを得ないのであります。結局においては、私はいふ／＼條文だけの点を取上げましたけれども、しかし今の説明から言ふならばその関連においていろいろものを置いておいたところではないから廃止するのだ、こういうふうにおつしやる。そういうことは結局不利な條件が先にあつたということがはつきりして参るのであります。そうすると先ほど大臣がお示しになりましたあの指令とは、逆行する結果になるのじやないかと思ひます。従つて私たちが申しますならば、これは將來非常に問題を残す問題であると思ふのであります。これに對してもう一度大臣からはつきりお答え願ひたい。

これからおのずから煩雜な登記事務等を、その事務費においてやれるものかどうか、これをやれるとお考へになつておるか、やれないとお考へになつておるか、その点をきつりお聞かせ願ひたい。一千円では今日紙やその他の値上りか言つてもとでもできないものと、私たち實際やつて来た者として考へておるのであります。それをやれるとお考へになるのかどうか、やれない場合においては、現状を維持する意味において、後退させるのでなく現状を維持する意味において、予算を追加するかというところをお聞かせ願ひたい。

○森國務大臣 法文の改正については今政府委員からお答えいたしました通りであります。

なおこの事務の進捗に對して経費があまり少くないか、そんなことではたしてできる確信があるかどうか、こういう御質問であります。決して経費は多いとは思つておりません。予算の削減においては非常に減少いたしました。幸いにまだ人間が行政整理をやする前に、さらに整理されようとしておりましたのが確保できたということ、またその現状でありますので、はなはだその面にあつてもらう人の努力は加重するやうな次第であります。この土地の登記等も、ぜひとも本年中にはこれを解決しなければならぬやうな情勢でありますので、事務の煩瑣等も考へられるのであります。縣等の協力を得まして、第一線で活動しておられる人の、さらに一層の努力をこいねがつて、また予算の面につきましても、でき得るならば何とか追加したい、かようにも考へていたしておりますやうな次第であります。

○寺崎委員 大体質問も盡きたやうであります。今までの御答弁において二・二・六という委員の定数がどうもあやふやであつて、確固たる根拠がない。こういうこの法案を提出される上においてまことに残念なことだと思ひますが、今からでもおよそ自作、小作、地主の定数を調べて、その率によつてこれをきめられるというやうなお考へはないか。それから現在の農地改革によつて、自作農の制度が実現してまことによかつたといふただけでも、大臣のお話でありましたけれども、實際のところはまだ／＼をこまで行つておらない。これは大臣もよく御承知のことと思ひますが、その裏面において、農民の汗とあぶらの結晶である土地が、ふとした不在地主というやうな名目のもとに、今度の農地改革の組上に載つてしまつた。しかもその價格といふものは貸賃價格の四十倍ないし四十八倍である、現在の社会通念において、これはもう問題にならない程度の價格である。そうして地主に對しては現金はくれない。現金は千円の端数しかくれない、あとは農地証券である。地主は現在の生活をどうして切り抜けて行くかといふことで、その日の生活に追われてゐる。それに現金はくれない。小作料においては、一俵三十円のところできめてある。その八反以内の所有田に對して上つて来る小作料といふものは、公租公課の一部にしかならない。これも私はまことに不合理であると思ふ。そういう不合理なことがないやうなものでありますけれども、今後にも第二次農地改革の延長は続くものと思ひます。その貸賃價格

の四十倍であり四十八倍である現在の七百円、八百円税度の買上げは、どこまで続くものであるか、こういうことをお尋ねしたいと思ひます。

それから小作人の買付代金は、政府にとつてあるが、地主に對しては証券をやつてある。その政府に收集された小作人からの地代金を地主にやつて、地主の生活をこの際緩和してやるというやうなお考へはないか、これだけお尋ねします。

○山添政府委員 二・二・六の比率の問題につきましては、全体自作農自身の割合は六よりも多いわけでありましてけれども、いやしくも利益代表として小作人の人なり地主的な人なりを出すには、一名というわけにも行きませんから二名としたのであります。ただ問題は二対二がはたしてどういふことになつておるかという御質問が先ほどもありましたけれども、私午後からこれを調べましたものを持つて参りますから、それをあらう願ひば御了解いただけますと思ひます。それから買収した土地の地代を小作人から政府が今とつておる。これを地主の方に出して生活を緩和する意思はないかといふことであります。これは地主さんの方には農地証券が渡してありますので、この農地証券は買収の日附の日からの利子をつけるのであります。政府が収入しました小作料は政府の所得でありますから、これを地主の方に支出することはいふ／＼であります。

それから土地の價格の關係でございますが、小作料はここの秋に支拂います小作料から改訂になるはずであります。当然こういうときにはまたこれに關連いたしまして地價もかわつて來

るわけです。そういうようなものを加味いたしまして、自家労賃は幾らでも

ただいて、公正なる農地法を實行して
もらいたい。さつき農林大臣の言われ

第十九号 昭和二十四年五月十一日

あり、あるいはこれに不服を持つ政治
はよろしくないのだ、しかるに今日は
今のお話のごとく、地主に対してはい

公平に分配して、農村に住んでゐる地主が何がゆゑに懲罰的方法をもつてこれをつくることができないといふこ

とき不合理なことが現在の世の中にあるべきはずがないと私は確信いたしました。これらに対して、いかなる考えを

持っているか、どうかこの点をはつきりとお答えを願いたい。

○山添政府委員 農地委員会の構成を階層別にいたします理由についてであります。これは階層でなしに、むしろ全般的選挙にしたらどうかという御意見も一應ごつともであります。それに近い考えが大体基礎になつておるわけでありまして、しかし農地委員会として扱います問題は、小作関係の紛糾する問題も扱ふのでありまして、どうしてもそこは小作の利益及び地主的な利益も最小限度は代表されておるということが必要なのであります。その意味におきまして、この構成をいいたわけでありまして、大体お考えとはひびくはあつておるわけでありまして、それから地價の問題がございましたが、これは今秋小作料改訂に伴ひまして、おのずから地價もかわつて来る。こういうことであります。

それから土地の返還に関する問題であります。これは戦争が済みまして以來一番深刻な問題であります。しかしこれは國家的な見地から申しますれば、何と言つても生産力を上げることが急務なのであります。あまりにない人が零細な農地を耕す。そうして飯米農家ばかりつくるといふことがありまして、これは國家的に非常に困る問題であります。同時に土地取上げというものが、現に耕作をしておる人の生活に脅威を与えるようでも困るのであります。これはなるほど地主の方で困つておるといふ事情もあるのですが、相手の小作をしておる人の事情も考え、また國家的な全体の農産生産を上げなければならぬとい

う見地から考えまして、公正に判断をしてきめる。これが第一條の精神であります。それによつて農地委員会は判断をして、処理をいたしておる。かように考えております。

○大森委員 農地委員の問題はそのような方向に進んでおるといふことではあります。先ほど申しました通り、そういう區別をする必要がない。何の必要があるのかといふことを申し上げておきたいと思ひます。

次に地主の問題で、これにもつくらせてはどうかという質問に対して、あまりにないものにやらせることは、食糧の増産の上からどうかといふような考えもあるといふように承つたのであります。これを解剖して申し上げますと、先ほど申しましたように、小作であつて現在ではその能力がなくて、かかえ込んだものを離さないといふ一例がある。さらにまた地主であつても、眞剣にやる場合には、相当の能率を上げておるものがある。これは平等にしたとは申しながら、農地委員会は小作の方が多数であつたために、小作方面が利益を得たといつてもさしつかえないと思ふ。そういう点から二町歩もつくつておる者、三反歩しかつくれない者という不合理が部落にたくさんある。これを平均いたしまして、眞に開放するならば、地主もあるいは小作農もない。農村である以上は全部が農業を営むといふ一つの平均をとつてはいかであるか。それが平等の行き方ではないか。しかるにただ小作のみの味方をし、小作のみに利益を与え、権利を與えるがごときは一方的ではないか。こういうこともはつきり言えるのであります。今の状態から見ますに荒廢地の理由も、私どもの方においては、地主がなくなつたために十町歩も二十町歩も荒廢地ができた。なぜかといふと、小作は受取つたが、堤防が切れる。従前ならば、堤防が切れば地主が直した。それをやらないために荒廢地がふえたといふ事例もある。こういうふうに行き過ぎてはならない。ゆえに私の申し上げることは、地主にもやはりつくらせて米をとらせる。こういう方面に努力さすといふことが最もよいことである。それから、農地委員などにおいて平均の率において出し、田滿にりつばな農民組合ができて、その村を繁榮させるような行き方が一番よい。今までのところは小作対置の地主を相手に闘つておるようでありまして、くどいようでありまして、ただいまのような荒廢地ができるというのが現在の状態でありまして。ゆえに私は平均にするという方法を考へる余地がないか。今までも公平にわたつたのであります。ある部落に三十町歩の耕作地があつて三十戸の戸数があるとするれば、一町歩平均にして、これを二町づくる者もなくし、またつくれない者もなくすといふのが正しいのではないかと思ひます。それが正しいかどうかを考へておられるか。

○山添政府委員 土地を極端に平均してしまふといふことは、結局経営をこわすことになりまして、私はよいと思つておりません。問題は十分な能力がないのに土地を多くかかえ込んでおるといふような場合においては、これは農地委員会のあつせんによつて、十分能力のあり余つておるところの農家にまわすようにあつせんしてもらいた

い。たま／＼ある地主の方が耕作能力が十分あり、技術も設備もある、その関係の小作者の方では、労力がなくて土地に草が生えておるといふときには、土地返還といふことは当然認められるのであります。その方が國家的にも自作者が耕作することを相当とする場合に当てはまるわけでありまして。なお農地委員会の比率の問題が出ました。これはやはり農地委員会として、ともかく小作関係の事柄を扱います以上は、これはやはり両方の借りておる方と貸しておる方の立場、利益を反映する人がある程度出ていなければならぬと思ふのであります。それを確保するためにそれ／＼地主的な人、小作的人二名ずつは必ず出てもらうといふことになつておるのであります。これはいろいろの場合を研究した結果、そういうことに帰着したわけでありまして、これが最善の構成であるといふように考へております。

○深澤委員 この農地委員の問題につきまして、先ほど大臣も発表されましたように、極東委員会からも重大なる発表が出ておるわけでありまして。さらにこの農地改革の諸法令に對しまして、このたびの改正が従来の農地改革を停滯させ、さらにそれに逆行するといふ意見があるものであります。従つてこの問題を、極東委員会の発表ありまして關係上、慎重に扱う意味において、學識経験者並びに全國農地委員会の代表、あるいは職員代表といふような人達の意見を求めるために、参考人を呼んで意見を聞いていただきたいといふのが私の動議であります。本來から言うならば公聴会をお願いしたいのであります。参考人を呼んで公正なる意見を聞きたいと思ひます。

○小笠原委員 起立多数であります。よつて動議は否決であります。それでは他に質疑もないようでありまして、これをもちつて質疑を終了することに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○小笠原委員 起立多数であります。よつて動議は否決であります。それでは他に質疑もないようでありまして、これをもちつて質疑を終了することに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○小笠原委員 起立多数であります。よつて動議は否決であります。それでは他に質疑もないようでありまして、これをもちつて質疑を終了することに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○小笠原委員 起立多数であります。よつて動議は否決であります。それでは他に質疑もないようでありまして、これをもちつて質疑を終了することに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

この基本の法律が農地調整法であり、あるいは自作農創設措置法である。この法律が日本の民主化の軌跡のために多大の功績をあげたことは、われわれはよく承知したところなのである。その農地改革というものが非常に大きな効果をあげて、ある一部におきましては、もはや日本におけるところの農地の改革というものは、もうこれで十分である、あるいはもう行き過ぎをしておるといふような論をいふ者があつたけれども、しかしながらつづき日本農地問題を考えて、日本の農地のことを考慮いたしますと、ここにおきまして重大なる決意を加へ、新たな構想のもとに、日本の農村の問題、あるいは農地の問題に對して対処しなければならぬといふことは、各議員の方はもちろんとして、あらゆる農村に關心を持つ者がみなこれを了承したと存すること存するのであります。かようなときにおきまして、日本における農地改革の諸原則を、極東委員会におきましてマツカーサー司令官に於て通報せられ、本日その要綱が農林大臣によつて、本委員会に於て述べられたといふことを考へてみても、まだ日本におけるところの農地改革の前途は、非常に大きな問題を含んでおり、開放された農地をまたいかにして維持すべきかといふことにも関連して、非常に重大なるところの決意をいたさなければならぬといふのであります。今度の極東委員会がマツカーサー司令官に對しての通達、これらが今後いかなる形において日本の農地改革の前進の上に具体化するかといふことは、これは別問題として、この開放されたと

ころの農地改革の上に立ちまして、なお大きな構想と多くの含みをもちまして、今後に善処する、こゝういふことが非常に重大なる問題であらうと思ひます。この構想のもとに、この農地調整法の一部の改正が進められたといふことにつきましては、われわれとしまして、この当局の努力を賞讃するにやぶさかならざるものがあるものであります。が、しかしながら日本における一般の風潮、並びに過去三年余にわたる農地改革のあらし、こゝういふような面を考慮いたしまして、ただちに今度の改正が妥當であるか、あるいはその法律の前において、こゝうして一應の農地委員会が今までの仕上げ等に努力をいたしまして、こゝうして有終の美を保たせる方がいかにどうかといふことにつきて、相當に研究をしなければならぬと思ひます。今度の農地の開放等を通じて、これほど深刻に打撃を受けた。――今までの村におけるところの有力者であつたところの地主の層が没落をする、ある意味におきましては大名あるいは殿様といふような地位の地主の人が没落をしてしまふ、あるいは村において最も貧しいところの小作農の層といふものが、村における有力者層に躍頭する、こゝういふような驚天動地の變化をもたらしたところの農地改革、これは非常に重大なる問題で、ある意味においては一つの大きな革命であるといふことができようと思ひます。こゝういふ大きな仕事をしたあとでありますから、農地改革にあたりまして、地主側の方の了解をもつて問題を進めたり、あるいは小作人にも

十分の理解を持たして農地の開放を進めまして、農地の開放をさせられた者としましては、非常にこれについて不満を多く持つておるといふ点が多かりうと思ひます。たゞ、こゝういふような状況にある、ある意味におきましては、ある時代が来たならば、いつか開放されたところの農地も奪還ができるのではないか、あるいは現在保有しているところの土地がまた取返せるのではないか、今までの終戦後のどさくさまぐれにうまくしてやられたんだ、こゝで何とかひとつおちついたところで自分たちの立場を回復したところではないかといふような気分が、相當に濃厚にあるのではないかと考へられるのであります。こゝうして今までのいきさつからしまして、もし農地の調整法等が改革をせられまして、農地委員の階層区分等が変更いたしましたならば、今度は有利な大勢をついて、自分たちの今までの不利益を受け取つたところの立場を、今度は委員数を確保することによつてこれを回復しようといふやうな動きが、相當に多く現れるであらうといふことは、考へられるわけでありまして、こゝでこゝういふような農地改革におきまして、今までの委員の構成といふものを大きくかえまして、こゝうして階層区分等をかえまして、新しく今回の農地の開放あるいは農地の交換分合、これに臨みますと、その間に非常に大きな摩擦が生ずるのではなからうかと考へられるのであります。御承知のとおり農地の開放をさせられた者は、何らかの形によつて原状に回復したいといふ氣持がある、これに對しまして小作人側の方としましては、ある意味に

おいて、自分たちが安い價格において農地の開放を受けたんだ、このことについてまた何らかの反響がありはしないか、こゝういふやうに考へるやうな部分がある。こゝういふやうな氣分をむき出しのままにおいて、こゝうして農地委員の階層の變化等をいたしますといふと、せつかに仕上げて、ある意味におきましては、もうこゝういふものであつたといつてお互いにあきらめ、安定した多くの人々に大きな動搖を起し、一應安定した農村にまた一つの危機をもたらせるやうなかつこゝうを発生するのではなからうかと考へられるのであります。この点につきまして、一番われわれとして心配をいたすのであります。が、つまり現在の農村におきましては、農地の開放は非常に進んでおる。今までの小作人も自作農になつておる、あるいは地主も自作農になつておる、こゝういふやうな形が非常に多く現れておるのであります。こゝうしてこれらの農地改革等に携つた人々は、行き過ぎたものはこれを是正し、行き足らざるものはこれを直しまして、こゝうして農村の實情に即したところの仕上げをやりたい。こゝういふことは農村の實情に立ち入つた人はだれしも考へておるわけなのであります。つまり現在の農地開放等に携つた人々が、いゝく意味においてこの最後の仕上げをやる、こゝうしてこの農地委員会を農地開放の委員会から、農地管理委員会といふやうな形に仕組がえをいたしまして、農村の實情に即した――農村恐慌等においても、土地をなくしまして轉落し、あるいは農村を去るやうな農家を発生せしめないやうに努力をいたしたいといふやうな考へ方を、非常に持

つておるわけでありまして、つまりこの法律で規定するやうな趣旨を農民のみづからの考へや、みづからの努力によつて実現したて行かなければ、農村は保つておるのではないやうかと考へる。こゝういふやうな氣分を多く持つておるのではないやうかと考へる。いゝくの意味において、農地の改革をまじめに扱つたところの農村の農地委員会は、みなかやうな氣分を持つておる、また村の人々もかやうな氣分を持つておるわけでありまして、こゝでこゝういふやうな立場にみななつておるのであります。そのときに今回のやうな農地委員の階層区分をかえまして、こゝうして地主が二名、小作農が二名、自作農が五名といふやうに大きな變化をいたさせるといふことになりまして、今回のこの階層区分の變化によつて、自分たちの進出の機会と、あるいはまたこゝういふ變化があるのではないかと、この際におきましては何か自分の立場を有利に展開したい、法律もさやうな趣旨においてできたのではないやうか、こゝういふやうに誤解をいたしまして、こゝうして今までの仕上げた改革の線を逸脱するやうなる農地委員会ができるといふおそれが多にあると思ひます。そこで實質上今までの農地委員の選挙人名簿等もできまして、ちゃんとその方針がきまつておるのであります。小作、自作、地主といふやうに前の層によつてきまつておるのであります。こゝういふ立場からしますと、今までの数をそのまま利用いたしまして、こゝうして農地の開放を受けた小作人が自作農になつておられますけれども、一應小作人といふやうな立場において選挙されて來る、あるいはまた農地の開放を受けて

ました農地調整法の一部を改正する等の法律に對しまして、民主自由黨を代表して賛成の意を表明するものであります。ただいま社會黨の石井君から大いに稱賛せられました通り、農地改革は多年封建的からにとじこもつていたわが農村を、革命的に解放いたしましたわが農村の自主性を確立いたしますとともに、食糧増産の面にも大いに參與するところがあつたのであります。この改革を通じまして、多数の小作人は自作農に轉化したしまして、実には國の農村の階級的構成はまつたく變貌を遂げたのであります。この新しい農村の姿に適應するごとく今回この法律案が農地委員會の構成分子を変更することは、実に新しく變化をいたしました日本の農村の實情に適合するものであります。これをただいま社會黨の石井君の述べられたごとく、このまま變更せずして存続しようというようなことは、變貌を遂げたわが國の農村の階級的構成の實態を無視するものであります。まして、當らざるものはなほだしいと思ふのであります。

なおそのほか、この法律案につきましては、不在地主に對しますところの定義、その他、若干の改正が行われておるのでありますけれども、これはもとより当初の法律案に當然盛るべきこととでありましたのに、あまりにも當然のこととありますがゆゑに、規定をせられなかつたことでありますことは、その後事實上におきまして、次官通牒等によつてその通り指導せられたことによつて明らかであります。すなわち部分的改正も、當然のことをただ當然として規定しただけのことであります。すがゆゑに、あらためてこれに論議を

費やすべき余地はさらになくとも思うのであります。最近極東委員会から発せられたところの農地改革に関する指令も、まさに農林大臣からつづきに報告がありました通り、現行法規をその精神において完全に実施するといふことでありますから、今回のこの改正こそは、まさに極東委員会の指令の精神に合致するものであり、完全にその意図を表明するものであると確信いたす次第であります。従つてこの改正こそ、ただいま指摘せられましたように、農地改革に汚点を残すものにあらずして、むしろ今回の改正こそ農地改革に有終の美を與えるものと確信いたしまして、本案に原案通り賛成いたすのであります。

○小笠原委員長 深沢義守君。

○深澤委員 本案に対して日本共産党を代表いたしまして反対の意を表明するものであります。

まず第一に、農地改革の問題が日本民主化の基礎的條件であるといふことは、すでに農民解放指令によつてもはつきりしておるのであります。農地改革が廣汎なる構想のもとに行われまして、封建的な地主制度のもとに束縛されておりましたところの小作人の多くが、自作農として多くの土地を開放せられたといふことも、また間違いない事実であります。しかし農民解放指令の指令したごとく、農村の封建的な土地制度の根絶といふことはいまだなし得なかつたのであります。なお土地取上げ等が数十万件起りまして、この農地改革によつて恵まらるべき農民が、かえつて窮地に陥つたといふ事実も、われ／＼は無視することはできないのであります。こういうような條件

におきまして、民主自由党が政権を獲得いたしますや、しばしば農林大臣が表明されておりますように、農地改革は行き過ぎである部分もある、あるいははやこれで打ち切りであるといふことを、われ／＼はしばしば聞いておつたのであります。幸いにも総司令部渉外局が二十四年五月八日付で発表いたしました日本における農地改革の諸原則を見ますと、従来の農地改革を承認すると同時に、さらに農地改革の必要を認めまして、農地調整法並びに自作農特別措置法の存続を決定しておることによつても、今まで大臣が説明されておりましたところの、農地改革は行き過ぎであるとか、農地改革はこれをもつて打ち切りであるといふことに対しては、この総司令部の発表したところの農地改革の諸原則自体が、それに対して最も嚴肅に反駁を加えておるものであるといふこと、われ／＼は確信するものであります。こういうような意味において、われ／＼はなお今後とも農地改革を促進することに、日本民主化の基礎を確立しなければならぬと考えるのであります。日本の全國におけるところの農民は、第三次農地改革というような表現において、もう一歩進んだところの農地改革を要望しておることも、農村に存在しておるところの農地改革がいまだ十分であることの指摘であるとわれわれは考えます。地主に一部の保有土地を残すといふことは、これを決定するところの議會においても、何ら理論的根拠がなかつたのであります。従つて實際的に根拠のないところの地主の保有土地は、眞に日本の民主化を考へる場合において、根本的にこれは根絶す

べきであるといふような考えをわれわれは持つておるのであります。こういうような條件において、農地調整法等の改正が議會に提出されて参つたのであります。眞に日本の民主化を促進するならば、今までの農地開放諸法令に、さらに進歩的な内容を盛りこむことが当然であるといふぐあいに考へておるものであります。提出されました本案の内容を見ますと、まさに農地改革に逆行する多くの部面があることをわれわれは否定するわけにはいかないものであります。

まず農地調整法の第四條において内容とされておるところの農地の移動統制の基礎の問題であります。この問題につきましても、大体第四條の趣旨といふものは、この農地調整法の施行せられる当時の現状を維持いたしまして、そうして農地の移動統制というものを制約して來たのであります。しかるに今度の改正によりまして、一号、二号、三号、四号によりましてこの移動統制にその内容を與へまして、むしろ農地の移動を促進する傾向があるといふことをわれ／＼は考えますがゆゑに、この農地の移動というものに対してこうした内容を與へることに對しては、賛成することはできないのであります。

さらに農地の改訂の問題であります。このたびの改正によりまして、五千町歩以上の農地の改訂を認めまして、農林大臣の承認を要するといふ條件があるものであります。従來中央には農林大臣の諮問機関といつたしまして、中央農地委員会というものが存在いたしたのであります。これはかつて有名無実の存在になつておるのであります。この問題に對しましてわれわれは、今まで基礎づけられておりましたところの勅令による中央農地委員会の官制を廃止して、少くとも都道府縣農地委員会を基礎とするところの選挙によつて民主的な中央農地委員会を選び、それを決議機関としたしまして、これら農地改訂等につきましては農林大臣の承認を要すると同時に、中央農地委員会の議決を要するといふぐあいに改正すべきであると考えますがゆゑに、この農地改訂の問題につきましてもわれ／＼は賛成できないのであります。

さらに小作料の改訂手続の簡易化であります。なるほど今日の経済條件から申しまして、小作料の値上げといふ問題は一應は考へられるのであります。が、本法の第一條に掲げてありますように、その目的とするところは、耕作者の地位の安定、及び農業生産力の維持増進をはかること、が、本法の根本原因であります。最初の第一次農地改革の場合におきましては、第一條の目的におきまして、土地の所有者並びに耕作者の地位を安定するといふことが列挙されておつたのであります。が、この第二次農地改革の場合におきましては、この土地の所有者といふことを削除いたしまして、あくまで耕作者の地位の安定一本になつておるといふことをわれ／＼は考へてみる場合におきまして、小作料の問題につきましても、あくまで耕作者の地位を安定せしめるというところに重点が置かれなければならぬと思ふのであります。この小作料の問題につきまして、従來の規定におきましては、小作料の改訂は市町村農地委員会の決定、さら

に縣農地委員会の承認というようなくあいに段階をつけておつたのであります。が、従來の状態はむしろ小作料を値下げするといふ要求が強かつたのであります。ところが最近の経済情勢の変化によりまして、むしろ地主側の小作料引上げの要求が強くなつて來てゐるのであります。このときにおいて小作料改訂の手続を簡易化するといふことは、地主の小作料引上げに對しまして、非常にさういふ事実を促進せしめる危険性が多分にあるといふような意味におきまして、この第九條の三の小作料改訂の簡易化に對しまして、われわれは賛成することができないのであります。

それから小作調停制度の改正であります。が、この問題につきましても、われわれは小作調停制度というものがやもすれば反動的な役割を果しておるというような意味におきまして、この小作調停制度というものにこの農地問題の解決を持ち込んでしまふといふような傾向は正しいとして、あくまで農地委員会が民主的にこれを解決するといふような方向へ持つて行くべきであるといふ見解を持つてゐるのでございませう。

それから農地委員会の改組の問題であります。が、われ／＼は市町村農地委員会の改組の場合にももちろん、先ほど平野委員も言われましたように、現在の農村の土地の所有關係や耕作關係が、農地改革後において著しく変化しておることは、間違いない事実であります。その実情をわれ／＼は無視するわけにはいかないと思ひます。従つてわれ／＼はいたしましては、先ほど申し上げましたように、本法が耕作者

に縣農地委員会の承認というようなくあいに段階をつけておつたのであります。が、従來の状態はむしろ小作料を値下げするといふ要求が強かつたのであります。ところが最近の経済情勢の変化によりまして、むしろ地主側の小作料引上げの要求が強くなつて來てゐるのであります。このときにおいて小作料改訂の手続を簡易化するといふことは、地主の小作料引上げに對しまして、非常にさういふ事実を促進せしめる危険性が多分にあるといふような意味におきまして、この第九條の三の小作料改訂の簡易化に對しまして、われわれは賛成することができないのであります。

それから小作調停制度の改正であります。が、この問題につきましても、われわれは小作調停制度というものがやもすれば反動的な役割を果しておるというような意味におきまして、この小作調停制度というものにこの農地問題の解決を持ち込んでしまふといふような傾向は正しいとして、あくまで農地委員会が民主的にこれを解決するといふような方向へ持つて行くべきであるといふ見解を持つてゐるのでございませう。

の地位を安定するところと大眼目があり、耕作せざる土地の所有者を除外いたしたすべての耕作農民の一般選挙によつて、農地委員会は構成されるべきであるという見解を持つておるのであります。その場合における資格者の問題であります。それは一定面積以上の所有するところの世帯主並びにその世帯員に当然選挙権を附与すべきであると考えます。さらに日本におけるような零細農家におきましては、土地の所有はわずかであつて、農業労働者として、日雇いとして農業関係に従事する人々も相当あると思つておられます。従つて年間五十日以上農業労働に従事する者に対して、この選挙資格を與えるといふこともまた妥当ではないかといふぐあいにも考へておるのであります。さういふような内容においてこれは改正せられるべきである。さういふ主張を持つておるのであります。さらに知事の任命する中立委員の三名といふものは排除すべきであるといふぐあいに考へておられます。

さらにリコールの問題であります。リコール制の場合におきまして、その選挙権者の三分の一以上の賛成を要するといふことになつております。これは三分の一といふようなことはなか／＼リコールの成立すること困難でありまして、五分の一程度にすべきである、さういふぐあいに考へておられます。

都道府県農地委員会の構成であります。これは本法によりましては、市町村の農地委員を選挙資格者として選挙するといふぐあになつておるのであります。われ／＼は最も民主的に

縣の農地委員を選ぶという意味において、これを一般選挙にすべきであるといふ考へを持つておられます。さらにこのたびの改正によりまして、都道府県農地委員会の任務を單に訴訟の裁決という程度にとどめまして、その権限を縮小する傾向があることとわれ／＼は指摘しなければならぬと思ひます。單に納まつておつて訴訟の裁決をするといふことでありましては、その縣における農地改革の運営はできないのであります。事情を見、さらに現地に出張いたしまして、あらゆる紛争問題を十分審議調査する。その結果において結論を與えるといふような任務を持たせなければならぬといふぐあいに、われわれは考へておられます。現在の改正に對しましては賛成することはできないのであります。

さらに自作農特別措置法の改正であります。この改正によりまして不在地主の範圍が非常に拡大されたといふ結果になるのであります。これは先ほだ平野委員も指摘されておりましたように、農林省の通牒によつて、それはすでに通知がされておる。あたりまえのことであつたまゝのうちにこれはやるのであるから文句はない、といふような御議論であります。しかし通牒と法律とは、そこに大きく權威が違ふのであります。力が違ふのであります。さうした問題を法律に掲げることによつて、遅れたる市町村農地委員会等におきましては、不在地主の範圍が著しく拡大されて、そのために泣くところの耕作者が出て来ることを、われわれは憂へるものであります。さういふような意味において、この不在地主の範圍を拡大するところの自作農特

別措置法の改正に對しましては、賛成することができないのであります。さらに十五條の農業用施設の買収を、農民にとりまして耕地が必要であると同時に、その住家である宅地、建物といふものも、また安定せる自作農を創設する意味におきましてなくてはならないものであります。日本の農村の窮狀から申しまして、その宅地、建物を持たざる農民の多くあることを、われ／＼は知つておるのであります。従つてこの人々に対して住居を與え、その居住を安定せしめるといふことも、自作農を創設する意味において有力なる條件であると考えないのであります。しかるに十五條の改正によりまして、所有者がそれを使用する場合においてはこれを買収することができないとか、あるいは宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買収を不適当とする場合、これは買収することができないといふような條件をつけることによつて、この買収の範圍を縮小するといふことに對しましては、健全なる自作農創設の方向に反するものであるといふぐあいにわれ／＼は断ぜざるを得ないのであります。

以上の諸点をもちまして、本法案の改正はむしろ農地改革に逆行する方向である。従つて今般発表されておるところの、日本における農地改革の諸原則の極東委員会の決定に對しまして、これは逆行する方向である。さういふ意味において本法案に對しましてわれ／＼は反対の意思を表明するものであります。

○小笠原委員長 大森君。

○大森委員 私はこの農地調整法の一

部を改正する法律案について賛成をいたすものであります。

第一にこの農地委員会の改組の問題であります。これらは私は自作小作、地主という區別をつける必要はないといふふうな考へておつたのであります。が、この自作農六といふ、また小作、地主が二、三といふようなことであります。大進歩したことであり

な。お次には、私どもは第三次改革といふことに対しては、社会党内閣の時代から徹底的に反対をいたして参つたのであります。ところで今度農林大臣が第三次農地改革をやらぬといふことを言明されたので、私どもは力強く考へておるのであります。それは何であるかと申しますと、この第三次農地改革をやるといふことが、一旦農村方面に流布されるや、どういふ結果になつたかと申しますと、平地山林は大方切りばなしである。もはやわれ／＼の所有しておるところの平地山林は開放されるであらうといふ点から、これを農村においては山林所有者は伐採をいたした。御承知のごとく戦時中濫伐に濫伐をいたした結果が、あの関東、東北の大水害であります。これがいわゆる山林の伐採であります。その山林の伐採がなおかつ第三次農地改革によつて脅かされて、なおこれを増大するやうな傾向があつたのであります。今や農村をいたしましては、一安心いたしたと思つておられます。農地の改良は、申し上げるまでもなく、いわゆる治山治水であり、治山治水の根源はやはり山林であります。さういふ点から考へますときに、私どもはこの農地法の改正に對しまして眞剣に考へなければならぬ。そこで私のお願いをいたします。今や各地におきまして、あるいは開拓あるいは開墾といふことによりまして、これをむしろ適所でない方面でも実行いたしておるやうな傾向があるのであります。これらに對しましては、農林大臣におかれてはよく注意をいたさなければ。さうしてあるいは開拓局、あるいは山林局、あるいは建設局と申しますが、これらの方面が相一致連絡をいたしまして、あるいは國土保全のために必要な山林は保護し、さらにまた農地のいわゆる治山治水のために必要な山林は保護する。私はただ面積だけ廣げても、絶対に増産にはならないと断言してよろしいと思ふ。いかに耕作地が拡大せられましても、それは何にもならない。やはり灌漑といふことも考へなければならぬ。あるいは旱魃に對しましてのそれらの保護といふことも考へなければならぬ。風水害に對しましてのその予防といふことも考へなければならぬ。さういふ点からいたしまして、私ども常に農村に住む農村の者として、これらを常に考へておるのであります。あるいはいわゆる交換分合の問題であります。これは十六年、私が全國で初めて耕地交換分合を私の市においてやらせた。これは自作も小作も地主もないといふ田舎などところにおいて、初めてさうした交換分合といふやうなことが実行できるものであります。私はまだ戦時中のことであります。が、農業長時代にこれを実行させた実例があります。さういふことから考へましても、先ほど私が委員会で申しましたように、この農地委員の選挙にあたりまして、こ

れはならぬ。そこで私のお願いをいたします。今や各地におきまして、あるいは開拓あるいは開墾といふことによりまして、これをむしろ適所でない方面でも実行いたしておるやうな傾向があるのであります。これらに對しましては、農林大臣におかれてはよく注意をいたさなければ。さうしてあるいは開拓局、あるいは山林局、あるいは建設局と申しますが、これらの方面が相一致連絡をいたしまして、あるいは國土保全のために必要な山林は保護し、さらにまた農地のいわゆる治山治水のために必要な山林は保護する。私はただ面積だけ廣げても、絶対に増産にはならないと断言してよろしいと思ふ。いかに耕作地が拡大せられましても、それは何にもならない。やはり灌漑といふことも考へなければならぬ。あるいは旱魃に對しましてのそれらの保護といふことも考へなければならぬ。風水害に對しましてのその予防といふことも考へなければならぬ。さういふ点からいたしまして、私ども常に農村に住む農村の者として、これらを常に考へておるのであります。あるいはいわゆる交換分合の問題であります。これは十六年、私が全國で初めて耕地交換分合を私の市においてやらせた。これは自作も小作も地主もないといふ田舎などところにおいて、初めてさうした交換分合といふやうなことが実行できるものであります。私はまだ戦時中のことであります。が、農業長時代にこれを実行させた実例があります。さういふことから考へましても、先ほど私が委員会で申しましたように、この農地委員の選挙にあたりまして、こ

たのであります。そういう点も考えますと、農地調整法が実施せられて、その間いろいろの矛盾故障というものがあつたろうと思う。そういう点を改めて、実情に即するようにな改めたのがこの原案であらうと思ひます。一々といふいろいろの各項目にわたつて論議しますのは時間がありませんので、私は簡明に以上の所論に立つて原案に賛成の意を表するものであります。

○小笠原委員長 他に本案に対する討論の御登壇はありませんか。——別に御登壇もありませんから、これにて討

論は終局いたしました。

次に本案に対する採決をいたしました。

す。原案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○小笠原委員長　起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

なおこの際報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任を願いたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長　御異議なしと認めます。それではさよう決しました。

○小笠原委員長　次に土地改良法を議

題とし、質疑に入ります。政府委員の方は大蔵省主計局第二部長の石原政府委員、経済安定本部建設局長近藤政府委員も見えておりますが、大臣は閣議の關係で非常にお急ぎになつておりますから、大臣の方から先にやつていただきます。大臣の方から先によつていただきます。と思います。

○洲委員　今回提出されました土地改良法案などがめてみますと、まことに重大な意義を持つものであります。日本の農村の將來と律するもののごとく

見えるのであります。われ／＼は日本の食糧増産の根本は、何と申しまして土地の改良であるということ強く考へておる一人でありまして、ただ悲しいかな、この土地改良法案を出されるに際しまして、政府の今日までの予算案をながめてみますと、まことに貧弱なるものでございます。どうも日本の役所というところは、昔から法律をつくることにはまことに熱心であります、つくりましたあとがどうもそのまゝになつておるといふ結果を生んでおるのが今日までの状態でありまして、従つて私はこれらの重大なる法案をつくりまして、これを実行するためには相當の予算の裏付けがなかつたらだきない。重大な土地の交換分合というやうな根本的な問題がひそんであるのに對しまして、政府当局はこの法案を出されて、これが有終の美を飾るためにどれだけの予算的な措置をもつて臨まれる覚悟がありや、第一にお伺いしたいのであります。

第二点はこの法案をながめてみますと、過去の耕地整理組合とは異なりまして、面積主義によらず、人員主義をとつておるのであります。十五人の定員があれば設立できるということになつておりますが、私の計算で申しますと、十五名でありましたならば、かりに一人八反といたしまして、十二町歩を單位としてこの土地改良区が設定される結果に相なります。しかしながら日本の土地改良の最も多く必要をいたしておるものは、十二町歩以下の小面積にあると私は考へます。その十二町歩以下の小面積をどうされるお考へであるか。この問題につきまして大臣の御見解を承りたいと思ひます。簡単に

ございまして、この二点について伺います。

○伊藤(佐政府委員 事務的のこと)でございまして、私からお答え申し上げます。ただいまの十五人以上の発起人といつたのは、これは発起人の数でありまして、協同組合等の場合の例をとりましてのであります。しかし實際の設立にあたりましては、これは法案に規定してございまして、その地区内の農地の耕作者の三分の二以上の同意を得なければならぬことにいたしております。なお今の十二町歩以下の少数のものは、組合でなくて共同施行でやられることにいたしてあります。

○森國務大臣 土地改良法の提案につきましては先に御説明いたしましたのであります。現在御承知の通り、耕地整理あるいは北海道土功法、水利組合法等の古い、いわゆる今日の時世に合わないやうな改良法があるのであります。これを今日の事情に即應するやうに、ここに土地改良法を制定せんとするものであります。土地改良法を制定しながら、この法律の將來に對してはなほ官僚は水くさいといふやうな御意見でございまして、さやうなことは決してないと思ひます。御意見として承つて置くわけでありまして、この土地改良法を施行するに對して、ただ法律をきめただけではいけないではないか、相當の予算をもつて臨まなければならぬではないかといふ御意見であります。こゝも一つとでもであります。土地改良法を施行すると同時に、この法律によつて行われる事業に對しましては、政府は約束したところの助成をして行かなければならぬのであります。

○森國務大臣 事務的なことはあとに譲りまして、根本的な点についてお伺いしたいと思ひます。今日日本の農業の一番重要な問題は土地改良であるといふことについては、異議がないのであります。しかしわれ／＼は現在の状態のもとにおいて土地改良法が出されたといふことについて、根本的な点を一つお伺いしたいのであります。この土地改良法によつていよいよゆる土地改良をやる場合においては、政府の予算の範囲内においてこれを補助するといふ一句があるのであります。しかしながら政府も常々言われておりますやうに、現在経済九原則によつて大體予算は切られておる。従つて日本の農業には本質的な変化が來ておるのであります。たとえば從來は少くとも非常に國家のために犠牲を拂つてゐる日本の農業を、あたかも企業のごとく考へられておりますがゆゑに、農業部面に対する補助が全面的に削られて参つておる。その場合において、

この法案がもしできた場合においては、この土地改良を農民自身の負担にしておいて行はしめるという意図が含まれておるのではないかと、この点を大臣からお聞きしたい。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

○森國務大臣 農業に對する考え方、幾たびも御意見が出て、幾たびも私はお答えしたのでありますから、あえて繰返すことはないと思ひます。従つて、ただ國家の事業といふことが、今日すべてとは申し上げませんけれども、事業の性質においては考えられるものであります。ことにこのやうな場合においては、國家の立場からいへば、これをやらなければならない。いわゆる公共の福祉のために土地改良をやらなければならないといふことを考えられる面がありますので、國家はこれにできるだけの助成を予算の範囲内で行いたい、かやうに感じます。決して企業体と認めるからあえて補助しないといふのではございませんので、純然たる企業体と認めておらないといふことは、かつてお答えいたしました通りであります。

が、どの範囲において土地改良を行うかというようなことは、これはもちろん政府として公共の立場から勸奨する場合もあり得る。また農業者自身が共同の利益のためにこういう組合をつくつて、土地の改良を行つて行く、こういうことがおのずから考えられる場所も出て来ようと思ひます。政府からもちろんこういうふうなことも奨励し、また他方おのずからそういう氣勢になつて行くということによつて、土地改良の事業が行われて行く、かように考へてゐるわけであり得る。

○深澤委員 つまりこの法案は、政府があつての改良を必要とする市町村、あるいは地方に対して、土地改良法を設けて、たとえば期限なら期限を区切つて、そして積極的にやらせようとする御意思があらはれてゐるのか、それともこの法案をこしらへておいて、そういう要求があつた場合において、この法案を適用して行くという消極的な意味を持つてゐるのか、この点について大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○森國務大臣 御承知と存じますが、日本の耕地全般にわたつて耕地を整備しなければならぬということは基本調査ができてゐるのであります。これは区画の整理をした方がよいという場所もあり得る。また客土、排水等によつて土壌の性質を根本的に改善すべき所もある。あるいはこの土地は干拓をいたした方がよいとか、いろいろこの基本調査というものはできてゐるのであります。これは耕地整理組合の時代からすでに各府縣において、それ／＼各府縣の当事者、また國といたしましても、調査を進めてゐるのであります。

て、今全國にどれだけの土地改良法を施行せなければならぬものがあるかという反別はおよそわかつております。しかしこれは予算を伴うものであります。これを一挙にやることはできません。漸次これを行つて行かばならぬのであります。これは單に全部國營でやるわけではありませぬ。御承知の通り農業者自身においても負担をせなければならぬ問題であります。この事業計画をその年々の予算の許される範囲内において予測をいたしまして、そのうちこれを各府縣の最も急ぐべきもの、重要であると思へるものから、起工せしめて行くという方針をとつて行くことが、政策の上で妥當である、かように考へてゐるのであります。それでありまして、御承知とは思ひますが、全國的に耕地整理を敢行すべき土地はどの程度に各府縣に現在存在してゐるが、これはわかつてゐるはずであります。そのうちの最も重要なものからこれを起工して行く、かように考へてゐるわけであり得る。

○深澤委員 先日農業委員会の調査によりまして、群馬縣方面にまつた場合、群馬縣のある郡のごときは八百町歩の荒廢地があるのであります。それを復旧するにつきますと、少くとも一反歩一万円の経費がかかるというやうな状態の所があるのであります。こういうやうな所はまつたく緊急に災害を復旧し、土地改良を行ふべきであると思へるものであります。地元の農民の人々は、まつたく國庫補助の僅少のために、あるいはどういふやうな補助が行われるかわからないし、自分の方

の資金は非常に不足してゐるというやうな現状において、実に迷つてゐるというやうな状態の現状を、われ／＼は見て来たのであります。が、そういうやうな所に対して土地改良法が施行された場合、どういふ内容において補助されて、土地の改良が行われるか。こういう点について、ひとつ御意見を承りたいと思ひます。

○森國務大臣 土地の災害復旧というのと土地改良の本法とは關係が違ふのであります。災害地の復旧というものは突然起つて來る問題でありまして、この問題に対しては、いろいろ皆さんの御心配をかけた公共事業費によつてこれを支弁するのであります。が、縣、道において行ふ以外においては、災害復旧費を予算に計上し得なかつたのであります。今後予算措置を考慮いたしまして、そういう事業の進捗をはかるようにいたしたいと思へてゐるのであります。そういう風水害によつて耕地が荒廢に陥つたという所は、土地改良法によつて行ふのとは性質が違つてゐるのであります。御承知を願ひたいと思ひます。

○深澤委員 日本は御承知のように山間の農村が非常に多いのであります。従つてこの縣に多いのであります。相当大規模な水路を必要としてゐるのであります。ところがこの水路がまことに不完全のために、それを維持するために相当多額の費用を費してゐるのであります。一反歩に費用が数回、あるいは千円以上の負担をしなければ、毎年の水路を維持することができないというやうな事情にある所もあるものであります。そういうやうなもの、土地改良法の適用を受けることになる

と思ふのであります。が、そういう場合において、政府はこれら水路の完成のためにどういふ補助内容を持つてゐるか。つまり地元負担、その受益者負担においては、もう保ち得ないという状況にある水路が相当あると思ひますが、こういうやうな水路に対しては、國營によつてこれを維持すべきではないかという意見を持つてゐるのであります。が、その点について大臣はどうか。つまりお考えを持つておられますか。

○森國務大臣 そうですね。事業に対しては、もちろん土地改良組合をつくりましてやり得ることを考へております。○深澤委員 その場合において、政府補助というものがどの程度あるのか。そこに問題があると思ひます。全額國庫負担による工事ならばいいのであります。が、それが非常に補助が少いといふことでは、はなはだ困難である。従つてそういう大きな線に対しては、國有國營でやつて行くやうな御意思があるかどうか。その点をひとつ伺ひたい。

○森國務大臣 これはその工事の性質を考へまして、これが國營でなければならぬといふことがよくあります。ところが認定した場合には、國營事業としてその工費の六割を負担してやることにいたします。またこれを縣營としてやつてもいい、國營まで考えなくともいいという事業は、性質によりましては、縣營事業をなさしめて、五割の補助をして行くといふふうに、事業の規模性質というものにかんがみて決定して行きたいと思ひます。

○八百板委員 今までの／＼質疑がかわされたのであります。が、どうもかんじんの予算的措置につきましては、非常にあいまいなお答えでありまして、私もどうもわからないのであります。その年々の予算の範囲内においてまかなないでつて行くといふことを大臣は言われてゐるのであります。が、具体的に國家からのどのくらいの予算が出されて、どのくらいの分が農民の負担にかかり、どのくらいの分が資金的に処置せられ、融資的に考えられるかというやうな、そういうやうな大體の見通しと構想を、まず大臣からお答えを願ひたいと思ひます。

○小笠原委員 それは事務當局からお答えになるそです。

○深澤委員 今大臣は災害による農地の復旧は公共事業による災害復旧であります。こういうふうな言われたのであります。が、第二條にやつぱり土地改良事業の中に「農地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧」ということが法律にうたつてあるのであります。従つてこの法律によつて耕地の災害復旧はやることになるのじやないかというふうな解釈できるのであります。が、その点いかがですか。

○森國務大臣 災害の性質によりまして、この土地改良法の組織をいたしてやる場合においては、これに適合するものもあるものであります。ただ風水害があつたらだに土地改良法によつてやるというこでなしに、土地改良組合を設けて、その組合の組織ができ、そうしてその事業をなす場合においては、この法律によつてそういう災害に対しても工事を行はせるといふことにいたして行きたいと思ひます。

○森國務大臣　これは農村をいかにも

のではないという原則のもとに立つておるのであります。しかし、その仕事が公共的なものであり、あるいはぜひとも國家のためにやらなければならぬという性質のものに限つては、これは助成すべきものである。こういう考え方をもつて今日まで進んで來ておるのであります。今後ともさうになると思ひますが、實際農村の現状は、あなた方非常に悲観されておりますが、今日金の面から考へてみまして、今までは政府が、農業方面におきましても補助補助と補助をしておつたわけであります。ところが補助を打ち切りまして、農村はどういう状態であるかと申しますと、今日がつちりして來まして、金を借り得るようになつて來たのであります。それは昨年の九月から本年の三月まででありますが、農林復興金融資金のわくが二十一億割当てられたのであります。それが約二十一億貸付が終つたのであります。しかしなお三月以後において、各地方で申請のありましたものが十何億になつております。これはもうらうのではありません。自分

で政府からその資金を借りて、それによつて事業を行おうとする。こういうふうな底力を持つように農村はなつて來たのであります。それでありましから私は農村の事業におきましても、いたずらに、助成々々ということを考えずに行くならば、この土地改良事業に對しましても、政府はこういう仕事をやり、こういうふうなことによつて助成をするのだということになりますなれば、農村においては、そういう事業に對しては、自分らもひとつ土地改良組合をつくつて、この政府の施設に應じて行こうというので、奮い立つて力

強く進んで行くことは、私は必ずあると、かように考えているわけでありま
す。決して農村の今日の條件が樂觀し
てよい、生活がおちついておる、收支
も償つておるというようなことは毛頭
考えておりません。それでありま
すから、あらゆる総合政策の上におきま
して、資材の上におきまして、あるいは
担税の上におきまして、できるだけ
農村が生きて行けるように、あらゆる
角度から施策を加えて行きたい、か
ように考えておるのであります。あ
まり農村が腰抜けになつてしまつて、
今にも滅びるやうに、そう悲観すべき
状態ではない、かように考えておりま
す。これはあなたと見解の相違である
かもしれませんが、私はさうに信じ
て、施策を行つて行きたい、かように
考えております。

○深澤委員 もちろんわれ／＼は、農
村に対する補助政策というやうなもの
が、これが根本的な方針であるとい
ふには考えていないのであります。
しかし補助せざるを得ないやうな状態
に農村を追い込んで来たところに、補
助政策が出て来たのであります。本来
ならば農業経営を行うことによつて、
十分に資本が蓄積されたまゝで、そ
うして農業発展のための多くの事業が
行われるという余裕が生み出されて来
るならば、補助金政策というものはお
のずから出て来なかつたのでありま
す。ところが逆に、補助しなければ日
本の農業が成立しないといふところ
に、補助金政策の出発点があるとい
われ考へるのであります。

よるな見解であります。が、おそらくそ
れは農村におけるごく一部分の人々で
あつて、眞に土にまみれて働いておる
農民諸君ではないとわれ／＼は考へて
おります。地方に存在しておるところ
の有力なる農村勢力者がさういふ資金
を十分利用するといふことは、今まで
も多々あつたし、今後もあるでありま
しょう。しかしそれだけを見まして、
ただちに農民全体に、耕作農民までが
非常に力があるといふやうな御見解
は、まことに皮相な見解であるとい
われ考へるのであります。それから
最近の事例をいたしまして、農業協
同組合の預金が非常に減少しておる
という事実が、これを非常に物語つてお
ると思ふのであります。農村は今非常
に苦しい状態に追い込まれておるの
であります。もちろんこれにへこたれ
て、農業生産を放棄するがごとき考へ
は絶対に農民は持たないと思ふ。しか
しながらいかにせん、努力いたしまし
ても、経済といふものは自分の意思に
よつて恵まれるものでなくて、結局ひ
とつの経済の法則、経済の情勢によつ
て支配されて行くのであります。あら
ゆる面から見まして、今後の農村が非
常に窮境に陥るという観点に立つて農
業政策をやつていただかなければ、遂
に救うべからざる農村の危機が到来す
るといふことをわれ／＼は大臣にお考
へ願ひたいのであります。

て、資金が融通されているのでありま
す。また農村の協同組合の預金はなる
ほど減つておりますけれども私は過去
の貯蓄を奨励いたしました時代のよう
に、預金の高によつて必ずしも金の程
度を測定することはでき得ないと思
います。今日農民一般であります。金
に対する觀念がかわつておる。決して
たんと貯金しておるとは申しません
が、過去におきましては、経済事情か
ら日ごろ金を持たなくても生活ができ
た時代があります。今では物價が高く
なつて、金の値打も下つておりますか
ら、金を持たなくてはほとんど一日も
暮せない、こゝろの情勢でありますか
ら、金がそまつになつております。昔
は貯金すればそれだけ利息がふえるの
だといふので、貯金いたしました。が、
今ではほとんど利息なんという觀念は
ありません。それでありまゝから、組
合預金がふえる、ふえないといふこと
によつて、必ずしも農村に金があるか
ないといふパロメーターとは私は考
へません。しかし農村として決してた
んず貯金しておるというのではありま
せん。農村におきまして、今日消費面が
非常にかさまつておりますが、でき
るだけさういふやうな面に對しまして
は再生産の資材を安く補給する。ある
いは農産物の價格におきまして、で
き得るだけ價格を高くする。高くすれ
ば資金が上るじやないか、こゝろの関
連性を持つて参りますので、この再生
産の資材の肥料あるいは農機具という
やうなものに對しましては、できるだけ
これを格安に入手せしめる。また税
金の面におきまして、できるだけ課
税が適正に行われるやうに努力して、
農業の公租の負担を適正化して行く

いうことに努力をいたして行きたい、
かように、考へております。

○淵委員 この土地改良を実施するに
あたりまして、今日まで農林当局と
大蔵当局との間におきましては、い
らうな補助金なり融資の問題につ
きまして折衝があつたはずと私は考へ
ます。その場合今日の農村の負担力とい
うものをよく考へていただかないと、
問題がわれ／＼の意圖と反することに
なると思ひますが、農林当局並びに大
蔵当局との間の折衝の経過による政府
並びに地元負担の率について御発表願
ひたいと思ひます。

○伊藤(佐)政府委員 補助金の率の問
題であります。これは一方農村の負担
力の面もむろん基礎になるわけであ
りますが、同時に國の財政面からもら
んで考へなくては行けない。さうい
う点で、いろいろわれ／＼の方の農林省側
の意見と大蔵省側の意見とが、ときに
合致しないこともござりますが、結局
話し合つたところでおちつくところへ
おちついておるわけでありまゝ。昨年
と本年とでは補助金の率はかわつてお
りません。ものによつて違ひますが、
國營でもつて大規模なる農業水利をや
つて行くといふやうな地区につきま
しては、國が六割出すことにいたして
おります。それから都府縣營でやります
これは、國が五割出します。その國營
あるいは府縣營のものに對しましては、
さらに各府縣におきまして、縣によつ
て違ひますけれども、最低一割五分、
最高三割程度の府縣費をさらに加へて
おります。従ひまして地元負担は二
割、もしくは所によりまして三割を割る
所もござりますけれども、二割ないし

三割というのが純粹の地元負担になつ
ております。そのほかさらに規模の小
さいものにつきましては、あるいは四
割、最小は三割五分程度までの補助金
が出ております。

○淵委員 その問題につきまして、さ
きの小面積の場合のことにつきまして
は、土地改良といふものができまし
た場合における特典といふものが何か
將來におきましては、おそくはあ
らうと思ひます。その場合、小面積
の土地改良といふものは、日本農業の
基礎をなすものではないか。今日農村
をまわつてみますと、小さい面積の地
帯が非常にそれを必要とする場合が多
い。前の耕地整理組合の場合と違ひま
して、面積がある程度低くしてしま
つて、さうして土地改良区をつくるよ
うな方向に持つて行く方がよいのでは
ないか。土地改良区になりますときに
將來何かあるだらうと考へますから、
その点をどうお考へになつております
か。

○伊藤(佐)政府委員 これは私は一つ
は考へ方の問題になると思ふのであり
ますが、國が補助をしまして、あるい
はまたそれをさらに府縣費を出してや
つて行くといふやうなものは、これは
相當食糧増産の点から考へなくてはな
りませんが、それと同時に公共性とい
うものを考へなければいけません。こ
の公共性といふことを考へますと、おの
ずからそこにやはり小さな個人々々でや
れるやうなものは、別途の何か融資な
り何なりの道を講じてやる。國費を出
してやる、あるいは府縣費をさらに加
へてやるというやうなものは、相當や
はり大規模なものでなければならぬと
いふやうに考へておるのであります。

○竹村委員 先ほど大蔵当局にお尋ねしたのですが、大体今日の農業課税、いわゆる農村に課せられるところの税が、こういうような税をかけられて来たならば、はたして土地改良をするだけの余力があるかどうかと考えられますが、その農民に対するところの課税というものがこれで当然なものだと大蔵省は考えておられるかどうか、この点からまずお尋ねしたい。

○平田(敬)政府委員 農民に対する課税の中で一番問題になりますのは、現在ではおそく所得税の問題であらうと考えます、それと昨年から主食以外の作物の収入に対しまして事業税を掛けております。そのほかに地租等もございしますが、一番の問題は所得税の問題だろと思ひます。この所得税は率直に申し上げまして、私も実際、現在の負担は相当に重い、これはたつと農家だけでありませんで、勤労所得者の場合について考えましても、相当重い、勤労所得者だけではありません、おそくまじめに納税されておりますところの中小商工業者の場合も、相当な負担であるという事は、私もいろいろな角度から十分認めておるのであります。従いまして本年度におきまして、さような点については相当の改善を加えたらどうかとあらうかという事で、案としてはいろ／＼研究いたしましたのであります。この点につきましては全体としての本年度の総合予算の均衡というところに非常に重点が置かれました、税制の問題は近く根本的に研究を加えた上で結論を出すという事になりましたので、今年度といたしまして、全面的な所得税の改正という問題はあとに延ばすこと

に相なつたのであります。しかしながら今申しましたように所得税のこと、中小の所得者に対する負担というものは基礎控除、家族控除、税率等の関係、いづれも所得税制としては率直に申し上げまして、少し行き過ぎなぐらいいに、私は相当な負担になつてゐるという事が考えられますが、やはり私もいたしましては、できるだけ早い機会に、こういう点につきまして根本的な改善をはかりたい。かように考へておるのであります。

それからいま一つの農業課税の問題は、現在におきまして、例の世帯主以外で農業に協同して従事しておる方々が相当おられますが、こういう人について、実は今の所得税法は特別な控除をいたしておりません。これにつきましてもやはり今後の改正におきましては特別な控除を認めるようなシステムをつくることに持つて行きたい。それから事業税の税率等につきましても、現在は一律の税率になつておりますが、小さい方の所得者につきましては、ある程度通減するといつたようなことと考へております。さような観点からいたしまして、ことに所得税を中心にしたしましてできる限りの措置をいたしたいと考へておる次第でございます。まだ今のところは、先ほど申し上げましたように、何しろ相当な一般に重い負担に耐えていかもインフレを防止しつつ、全体として経済の再建に努めるといふことになつておりますので、さしあたりいたしましては、私もいたし方ない。かように考へておる次第であります。

○竹村委員 結局この法案の第二條に

多くの問題があると思ふのであります。これから見ますならば、この組合においてい／＼なものやられておる。たとえば先ほど深沢君も言いましたように、灌漑排水の施設から、あるいは災害にいたるまでやらなければならぬ。しかもそれに対しては予算の範囲内という補助しか認められない。しかもその予算というものは、政府のたび／＼の答弁によりますならば、少くとも経済九原則によつてという説明でありますけれども、補助というものは打切られて行くというものが現実の問題であります。そうすると一方において、いたし方ないという形で農村課税が多くとられて行く。しかも一方においては、たとえば農産物にたいしては、中心をなします米麦の價格にたいしては、工業生産費と非常に差がついて、生産費を償つていないというのが今日の現状であります。しかるにこういうい／＼なこと、農民の力みずからでやれというやうなことでは、私はなか／＼やれないと思ふのであります。それに對してたとえば本年度のい／＼な災害復旧費用にいたしまして、農林省はもと多く要求したけれども、大蔵省においては、これが査定に當つて削られたという事が現実であります。それゆゑに各党共同の提案によつて、土地改良費の増額というやうなことが問題になつておるやうな次第であります。が、どういふわけであらうか、農村の補助金が削られたのであるか。大蔵省はどうか見解でこれを削られたか。またそれに対して聞くところによりますならば、経済安定本部では、初

めから編成に當つて、たとえばある方面に建言される場合において、公共團体のいわゆる府縣の三百町歩以上のやういふ復旧事業、改良事業に対しては補助を出すけれども、それ以外に出さぬでもないという事を立案されたという事を聞いておるのですが、そういうことがされたかどうか、ひとつお伺いしたい。

○石原(周)政府委員 ただいまのお尋ねに對しまして大蔵省の方からお答えいたしたいと思ひます。あるいは詳細の点につきましては安定本部からお答えを願つた方がいかと思ひますが、本年度の予算は御承知のやうな姿で組まれておりまして、その結果といたしまして、公共事業費に非常に各省の御要望に比べて圧縮を加へました予算として編成せざるを得なかつたのであります。しかしながらその内容といつたしまして、一律に圧縮を加へるというやうな考え方ではなく、おのずから仕事の重点によりまして考へざるを得なかつたわけでありまして、でございますから、昨年度の公共事業費と比較してごらんになりますと、災害の防除にあたります基本的な施設というやうなものにつきましては、そう大きな数ではございませんが、昨年度に比べまして若干の増加をいたしております。そういう予算の組み方でございます。全体としての公共事業費が與えられたるわくの中におきまして、最も効率的に働くといふことを考へたのであります。今問題になつております土地改良の問題につきましても、先ほど開拓局長からお答えがございましたやうに、やはり公共性の強いものから優先的に行かざるを得ないということで、國營

あるいは府縣管というやうなものに集中せざるを得なかつたというのが大體の公共事業費の姿であります。

○竹村委員 経済安定本部の方にお伺いいたしますが、いわゆる企画を立てられる場合に少くとも三百町歩以上にまとつた公共團體のやうな土地改良が、公共性がある所というやうな考えで立てられたと思ふのですが、しかしながら實際今日の日本の農業が零細化しておる現状から言ひまして、その人自身も全部非常な公共性を日本の食糧増産の上からいつて持つておると思ふのですが、初めからなぜ三百町歩というやうなことを建言されたか、また農林省も、それに同意されたかどうかという事を、お伺いしておきたいと思ひます。

○近藤(直)政府委員 私建設局の関係で公共事業費の予算を担当いたしておりますので、その面からお答えいたします。公共事業の予算につきましては、御承知のやうに關係の筋と絶えず密接な連絡をとり、予算の編成並びに認証の事務を執行して参つておるのであります。本年の公共事業費の予算につきましては、もちろん國內的には大蔵省あるいは關係各省と絶えず連絡をとりまして編成したのでございます。それからお尋ねの農業予算の問題でございますが、この点につきましても、農林省の御要求に對しまして、経済安定本部としましては、できるだけ御要求を入れるべく努力したのでございます。が、御承知のやうな事情で、ドッジ声明の線によりまして予算全体が確定されました關係上、公共事業費の予算もその制約を受けまして、十分農林當局の御満足を得るやうな予算を編成できなかった

つたことにつきましては、われ／＼も
実ははなはだ遺憾に思つておるのであ
ります。それから安定本部の建設局で
初めから土地改良とか農業水路の予算
につきまして制限をしておつた。三百
町歩以下は予算をつけないというよう
なお話でございますが、その点につき
ましては、ただ私の方だけがその仕事
に従事したのではありませんで、もち
ろん農林当局とも絶えず連絡をとりま
して、十分御了解の上で予算を編成し
たのでございまして、その結果、非
常に予算全体としまして農林当局の御
満足の行くような予算になつたこと
につきましては、われ／＼もはな
はだ残念に思つております。これはそ
ういふふうに相なつたのでございま
すから、金融その他の面におきまして善
処しなければならぬことを考えており
ます。

○竹村委員 安定本部の方にも一つ
お伺いいたしますが、大体今日の農業
経営、ことに個人の農業経営は、経営
が成り立つておるとお考えになつてお
るか、先ほど農林大臣は、悲観ばかり
する必要はないと言われておりますけ
れども、もちろん悲観ばかりはいとし
ませんけれども、今日破綻しなくしてな
お農村が命脈を保つておる原因は、少
くとも彼ら農民自身は普通な生活をや
つていない、自分の生活を切下げ、あ
るいは労働時間を一実に今日いろ／＼
言われてゐるところの労働基準法等を
尻目にかけ、朝は星をいだき、夕
はまた星をいだいて帰るというよう
な自分の身を殺した実に封建時代その
まゝの働きをして、そうしてようやく
その日の命脈を保つてゐるにすぎない
のでありますけれども、しかるに先ほ

ど申しましたように、話を聞きますな
らば農林当局もまずそういう公共團
体の三百町歩以下は了解の上でいたし
方がなかつたから切り下げたと言われ
ますけれども、そうすると、あなたの
方では大体農業というものは今日経営
が成り立つてゐるという観点に立たれ
ておるようによい考えですが、その点ど
ういう点で経済が立つておると考えてお
られるのか、たとえば今日の米價にい
たしまして、あるいはその他の農産
物價にいたしまして、これで適切で
あると考へておられるかどうか、お聞
かせ願ひたいと思ふ。

○近藤(直)政府委員 米價の問題ある
いは農業経営の規模の問題につきま
してのお伺いですが、もちろん
農業経営の規模につきましては、現在
のやり方がそのまゝをつくりわれ／＼
がいいものとは考へておりません。非
常に今日零細経営でありますので、そ
の点につきましては、これは外國と比
較しまして、非常に特色のある日本の
農業経営であるという点につきましては
は、われ／＼も十分承知いたしており
ます。従ひまして、これに対して政府
といたしまして何らか補助をいたしま
して経営を合理化させる、経営をしや
すくするといふ面につきましては、よ
くわかつておるのでございまして、し
からばどのくらい規模が適正である
かといふ問題になりますと、これは農
林当局におかれまして十分御研究さ
れておること存じますが、なか／＼
むずかしい問題でありまして、また米
價の問題につきましても、これは今日
のいろ／＼な他の諸物價と比較しまし
て、必ずしも妥当であるとは考へてお
りません。またある程度考へなければ

ならぬ問題であると私は考へておりま
す。私としまして申し上げるのはその
程度でございますので、もつと根本的
な問題につきましては、農林当局から
お答え願ひたいと思ひます。

○石井委員 建設省の方でも、今回の
公共事業費は非常に少いので、いろい
ろと災害復旧あるいはその他につきま
して、十分に思ふように行かないとい
う点をお認めになつてゐるのでありま
す。それについて、いろ／＼と見返り
資金その他の方面において農業の災害
復旧、特に打切られたところの個人の
農耕地の災害復旧、それらの問題につ
きまして、相當に融資の方法を政府が
考慮してゐる、こういうふうなことが
あるのではありません。大体どれくら
いその融資があつて、災害復旧等にま
わされるかどうか、ひとつ大体の見当
のつくところがありましたらお知らせ
願ひたいと思ひます。

○近藤(直)政府委員 先ほど申し上げ
ましたように、農業予算が公共事業費
の面において相当カットされたことと
申しますか、昨年と比較しまして非常
に悪いので、それに対して、今
回米國の援助資金並びに預金部融資、
そういう面からこれを何とか打開し
なければならぬといふことで、実は農
林当局とも打合せまして検討をして
いるのでございまして、農業関係は援
助資金に仰ぐといふ点につきましては、
なか／＼関係方面とも大体の打合せを
いたした際も、非常に難色があるよう
に実は伺つております。しかしなが
ら、どうしてもこの線で行くのでなけ
ればほかに財源が見当らぬといふこと
で、われ／＼としましては、農林当局
ともともに極力その方面の御了解を得

るべく努力は続けております。その金
額につきましては、これはまだはつき
り確定しておりませんので、実は申し
上げる機会までには至つておりませ
ん。そのほかに預金部資金の融資とい
ふことも同時に考へておられて、こ
の面につきましては大蔵省当局と絶え
ず連絡をとりまして、ともかくも農業
資金の確保に私どもいたしましては
努力いたしております。

○石井委員 ぜひそれにつきまして、
十分農林省と安本方面と話し合ひをさ
れて、融資の方面等におきまして努
力を願ひたいと思ひます。

本日大蔵省の主税局長がおいであ
りますから、少しく農業の課税につ
いて、先刻竹村君が質問したのと関連
して質問したいと思ひます。大体今年
は大蔵省方面においては、農村の収入
が二七％ほど去年よりは増加するとい
ふ予想のもとにおいて、いろ／＼と徴税
の基礎をきめておるようであります。
いろいろの点から考へてみまして、二七
％ちよつと三〇％であります。二七
％も昨年より落ちる、野菜等も出ま
り期に至りますと昨年より落ちる。
米作等も昨年は非常に豊作であつたの
であります。今年の暖冬異常等と関
連して、米等も收穫が少いのではない
でしょうかといふ／＼と予想されてお
るときにおいては、二七％農業所得がふ
えるといふ点では、どの辺からそれをき
めなされたのであるか、お伺ひいたし
たいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 所得税の歳入を
見込みます場合におきましては、御承
知のように大体前年の課税実績に対
しまして、今御指摘のように生産は一
体どうなるだろうか、それから物價が年

間を通じてどのようになるかといふこ
とを、ある程度予測をつけて算出する
わけでありまして、マル公の場合であ
りますと、御承知の通り麦のバリエ
ーは一一〇〇ございましたが、最近のバ
リエーは一一四〇幾らかになつてお
ると思ひますので、ある程度ふえてお
ります。米の方はまだあとにならない
ときまでもないので、実は的確な予
測はできないのでありますが、一三二
でございましてのが一四〇幾つにな
らうかと思ひます。それから副食その
他におきましては、公定價格というよ
りも實際價格といつたものがより基本
にならうかと思ひますが、この方は昨
年の一、二月ごろに比べますと、実は
現在のレベルはある程度高くなつてお
るようであります。もちろん最近では、
ことに昨年の十一月以降は大体なら
かに横ばいをしておりまして、今
後高くなると予想するのはどうかと思
ひますが、これは大体において現在の
ラインで横ばいをするといふことを前
提といたしまして計算をして、そして
生産の方も実は安本の復興計画によ
りますと、たしか三％でしたか、若干の
増を見ておるようでありまして、そ
ういふ点を総合して調査いたしました結
果、大体二七％程度の増は見込み得る
であらうといふことを計算いたしてお
るのであります。その際におきまして
一番私どもの問題にしてゐるのは、生
産がどうなるであらうかといふこと
であります。昨年の生産は非常によく、
実收は相當多かつたと言われておりま
すが、それに対して、本年の生産
がどうなるかといふことは非常に問題
でございまして、その辺から狂いを來
しますれば、これはもちろん歳入に狂

いを来たすことになるのであります。が、現在のところといたしましては、一應さうな見込みを立てまして、所得税を計算しておるような次第でございます。今のところさう大きな狂いはないものと思っておりますが、大体さうな考え方です。計算をしておるのであります。

○石井委員 大蔵省で昨年農業所得を査定するにあたりまして、実際に埼玉縣の某町あるいは茨城縣の某村を選んで、その基礎をつたのであります。が、あれを見ますと、茨城縣の方に於いては非常にやみ肥料を入れておる所でありまして、さういう状態で算定されておる。また埼玉縣の大里郡の例をとりますと、どの町村か知りませんが、一般の常識から見ても非常に生産の高い町村がとられておるように見えるのであります。大体あゝいふうな標準をきめるときには、どういふ立場においておとりになつてきめるのであるか、つまり農林省等と連絡をとつて、大体農林省等から考へたところの中層の農村、あるいはまたやみ肥料、その他も中層的に、一般的に、常識的に買つておる所をおとりになつておるのであるか、それとも大蔵省が自分たちの見解から、それらについて各省との連絡なしに、特に農林省との関係なしにおきめになつておるのであるかどうか、ちよつとお聞きしたいと思つておるであります。

○平田(敬)政府委員 農業所得の標準率のつくり方は、御指摘の通りなかに、むづかしいのであつて、私どもは、できるだけその地方における中層農家を選定いたしました。できる限り経営の内容が明らかかなうな人について實際

を調べまして、それに基づきまして標準率を作成して、適用する場合におきましては、できるだけ限りを一律主義で行かないで、状況の違つた人には差をつけて適用するといふ方針で実施いたしておるのであります。率直に申し上げてなかに、むづかしい問題ですが、現在理想通り行つておることは考えておりません。今後におきましては、さういふことにつきましてはさらに一層適切な指導と勉強をいたしまして、できる限り適切なものができるように勉強いたしたいと思つておる。その際におきまして農林省の方からいろいろ意見も承つておられます。農家の経営調査の内容も聞いておられますが、ただこの課税の責任は大蔵省で負わなければならぬので、こちらの責任においていたしておることを申し上げておる。

○竹村委員 大体農村の課税が非常に重いの、それが農村の疲弊する根幹になつておる。それなるがゆゑに、せつかいこの土地改良法案が出ましても、農民の負担においてはできないといふことが問題になつておるので、そのことについて重ねてお尋ねしたいのであります。先般この農林委員会におきまして農村課税の問題について大蔵省に対して資料を要求したのであります。ところが遺憾ながらその資料は出されでいない。さうしてその要求した資料は、全會一致で委員長から特にその資料の提出方をお願いして置いたのです。その資料は、たとえば昭和二十二年あるいは二十三年の全國の各税務署別に大蔵省から送られた徴税目標そのうちの農業所得税の徴税目標の資料を、われわれの方に出示して

らいたといふことを要求したのでありますが、出されな。さういふことから察しますならば、大蔵省が考へておられる徴税目標が、私は國家予算から見て非常に水増しがあるのではないかと考へます。水増しがあるから重い上になお重いものをかぶつておるんじゃないか。總徴税額からいへば、さう多くないかと言われれば、それは、それは結局において農村における零細農家が全部とられて大口が滞納されておる。それをほつて置いて、さうして全國の徴税目標は國家予算に合つておるやうにされておるのじゃないかといふ疑義を持つのであります。もしそれがなかつたならば、さういふ資料を要求したのは初めのころでありましたから、もう大分長くなつておる。それが出されてないのは、そこに農民の課税に対して、農村の零細農家に対する課税が、水増しのままでつておられるのではないかと考へるのであります。けれども、それに対してつておるのかおらないのか、あるいはまたどういふようなけ方をされたか、また徴税目標をなぜ示されないかといふ点を、御説明願ひたい。

○平田(敬)政府委員 徴税目標と申しすまは、私も税法通りまじめに適用し、納税者も税法通り納めるならば、大体これくらい収入があるんじゃないかといふ意味におきまして、一つの目標を示していることは前から申し上げておる通りであります。ただこれはあくまでも税務署に対する内部関係のものにすぎません。實際には所得税に対しては、所得があるかないかといふことの問題とすべきものと

私どもは考へておるのでございます。従ひまして税法をどうするかという問題は、政府が立案して國會でおきめ願ふことになるのであります。極力適正にいたしまして、それに従つて税を徴収するといふのが税務署に與えられた任務でございますので、さういふ意味合いにおきまして、私も極力鞭撻いたしておる次第でございます。目標をあまり重視されまはすは少しいかがであらうかと考へるのでございます。ただ實際問題として相当影響があるから、大いに反省する必要があるんじゃないかといふ御意見は、確かに御意見かと考へますが、さういふ点につきましては、今後におきまして、第一、目標を設けるかどうかにつきまして検討いたしてみたいと思つておる。が、全体としてあまりこまか過ぎる、かえつて間違ひがございまして、さういふこと、特に農業所得が幾ら、幾ら幾らといふこと、こまかきことばかりでございまして、算定のプロセスといひましてさういふものにつきましてある程度の見積り計算はいたしておる。さういふ次第でありますので、資料の要求に対しては、なか／＼調製がむづかしくなつておるんじゃないかと考へますが、目標はさういふものであります。この機会に御承置き願ひたいと思ひます。なお昨年の所得税は全体の統計がまだまとまつておりませんが、三百五、六十億か七、八十億くらいの額だと考へておる。これに對しまして供出代金の總額を調べてみたのですが、二千億くらいあります。全体として申しますと、供出代金に對して約二割弱になるといふ状況に考へております。本年度は若干ふえるといふことに相なるかと思ひます。

○竹村委員 大体供出總額の代金だけを問題にされますけれども、それ以外に税務署が農村に課税される場合におきましては、目標だけを示したとかいふ言ひはありますが、實際において各税務署におきましては、大体一反歩幾らといふようなきめ方をする。これに對して異議の申請をすることができるようにはなつておるけれども、これはなか／＼一反歩幾らとされたものに対して、異議を申し立てても効果がな。少くとも関西の方に行きますれば、二毛作田で一反歩一万円もしくは一万二千円といふきめ方をしている。それが結局實際において災害をこうむり、あるいは被害をこうむつて、事實上においては異議を申し立てても、それに対しては取り上げない。しかも今お聞きいたしますれば、供出代金の總額がこれだけある、だからそれだけとるのだからだと言われまはすけれども、それ以外に農民が現在統制外肥料等を非常に多く買つておるといふ点について、大蔵省はどういふふうに見ておるか。統制外肥料といふものを農民が一つも買つていないように考へられて、供出代金だけを目標にして、それに対して徴税されておるのかどうか。これをお伺ひしたい。

○平田(敬)政府委員 今、供出代金に對する割合といふものを申し上げましたが、これは單に大まかな全体としての供出代金などのくらいあつたといふことに対しての、判断材料として申し上げただけであります。所得はさういふ方法によらないで計算する、收穫物全

部を収入金として見、必要経費は現実に使つた必要経費が明らかであれば、原因が何たるかを問はず、差引くことになる、そのかわりに収入金は何たるかを問はず所得と見る。これが税法の建前であります。それで問題は、さつきの標準の問題であります。これは徴税目標と直接関係はございませんで、他の徴税の均衡と申しますか、税務署がどの地域はなるべく確かな資料について、反当り幾ら、どの地区について幾らとつくつたのを、財務局がもとにして、その財務局の責任において調べた上で指導を加えております。その標準のつくり方については、先ほど申しますように、今後においても、できるだけ適正化して行くように努めたいというふうに考えております。

○竹村委員 それではこの改正法の一番最後の方の百二十六條に、農地の改良、開発、保全または集約化を行ふ者に対しては、予算の許す範囲内において補助金を交付することができると書いてあつて、すると書いていないのであります。もしこの法案が通つて、こういう事業をやるといふ場合に、現在大蔵省ではどれだけの予算を見積つておるか、これをお伺いしたい。

○石原(周)政府委員 現在公共事業の経費は、御承知のように年度全体の金額の積算をいたしますが、その実施につきましては、安定本部が認定をいたしまして四半期ごとに具体的に決定をいたすわけであります。従いまして年度全体の経費で一定見込みました金額は、その四半期ごとの認定によりまして若干の増減をいたすわけであります。そういう意味におきまして、あるいは安定本部の方から何かお答えを願うことがあるかもしれませんが、今見ておりますところで一應土地改良だけで申し上げれば、八億四千三百万円、それから災害復旧の方におきまして三十億五千万円……。

○竹村委員 ただいまの御説明によりますと、公共事業費からこれを流用されるのですか。先ほどの農林大臣の説明では、公共事業費は関係ない、これは別だといふ御答弁であります……。

○石原(周)政府委員 農林大臣がどういふふうなお答えをせられましたか、私はちよつといふ合わせなかつたので知りませんが、私公共事業といふことを申しましたのは、現在の予算の部款項におきまして、それが公共事業といふ部款項に属してゐるという意味でございますので、それは一括いたしました。先ほど申しましたように安定本部の認定でやるといふことになつております。

○竹村委員 それでは安定本部に聞きますが、安定本部もこの公共事業費から、この改良法が通りました場合に若干補助するといふのは、公共事業費から出されますか、それをはつきり御答弁願ひたい。

○近藤(直)政府委員 農林予算は公共事業費で、先ほど石原政府委員からお話がありましたように、総額九十九億というものがあつて、その内訳はいろいろありますが、結局その土地改良につきましては、そのうちから出すというふうにはわれ／＼は了解しておりますが、ほかに別に財源というものは予算の上ではないわけでありまして。

○竹村委員 これが重要な問題であります。実は先ほど農林大臣の答弁によりまして、公共事業費で災害復旧、土地改良をそのままでよく。そうしてこの法案が通つたならば、別にこういう自発的にやるものに対しては幾らか補助するといふように受取つておつたのであります。さなきだに少く公共事業費から、こういう法案を通してから、全国におかれの所はやるのだといふことになれば何もできない。何もできないといふことは、結局において全国にすすめぬ涙ほどをばらまいて、何もできないといふことになると考えます。これは農林省の方ではどう考えておりますか。

○伊藤(佐)政府委員 先ほど農林大臣の御答弁では、竹村さんのようににとらなかつたのでありますが、それはこういうような事業をやる者に対して、予算の範囲内において補助金を出すといふことでありまして、現在の成立いたしました予算をいたしましては九十九億であります。そして第二條に掲げてございます事業費九十九億、ほとんど大部分を占めるわけであります。それから農林大臣は先般の衆議院の決議のときにお答えになりましたのに、今後においても機会を見つけて財源等を何とかして見つけて、できるだけその資金化の方向に実現を見出して努力したい、こういうことをおつしやつたのであります。その線とこれをおそらく御一緒にやつておつたに私は了解しております。

○竹村委員 それは現在の公共事業費といふものを、この法案を成立せしめて、初めてこれによつて事業をやる者に対してばらまいて行くといふのであります。それともこの法案ができて、それにもやるし、それからまた土地改良事業をやる者に対してはやる、あるいは従来土地改良をやつておるものを優先的にやつて、余つたらここに持つて来る、こういう考え方ですか。これをばつきりしていただきたい。

○伊藤(佐)政府委員 この法案は非常に廣く規定されておりますので、この法案が成立すれば、こゝでできる仕事といふのは、今の予算のほとんど全部をこの事業の方へ投入できる。こういうことになつております。

○竹村委員 そうすると、従来土地改良費が八億四千三百万円、すでに継続してやつてゐるものは、一應この法案が通りますれば、この法案に従つた組みかえをやらなければならぬといふことになるのであります。それとも前のやつはそのままでいいということになりますか。

○伊藤(佐)政府委員 これは別に組みかえる必要はないのであります。百二十六條であります。書いてありますように、予算の範囲内において補助金を交付するといふことになつております。現在の成立した予算におきましては、ただいまお話のありましたように、土地改良事業につきましては、三百町歩以上の大きいものに対しては、その他のものに対しては今の予算ではこれできない。こういうことになつております。

○竹村委員 それではわかりましたが、結局ここに掲げてゐる、たとえば十五人以上の者によつてこういうことをやる、補助はこゝに明文に書いてある通りにやることはできるというそのままであります。それとも、そういう小さいものは予算がないから、そういう小さいものにはやれないということになるわけですか。

○伊藤(佐)政府委員 ただいまのところではそういう小さいものに対しては、本年の今成立しました予算では、補助の道がないといふことになりまして、ただ先ほどから土地改良費の各目で八億三千三百万円といふことになつておりますが、廣義の土地改良、つまり灌漑排水の事業に対しては、別に二十億何がしの金が含まれておるわけでありまして。

○竹村委員 それでは第三ですが、土地改良事業に、たとえば地主さんが入つて、さなきだに先ほどの農地調整法で問題になつたように小作料が安くなる、こういうふうに言われておりますが、その小作料が安い地主さんが入る、そうしていわゆる土地改良費の負担をするといふような点は、實際あり得るかどうか。どういふ考えでやられるか。この点詳細に御説明願ひたいと思ひます。

○伊藤(佐)政府委員 これに原則をいたしまして耕作者が当然なものであります。しかし一面今残つております小作地につきまして、所有者の申出があつた場合、しかもその場合において町村の農地委員会が適当と認めた場合に、これを排除するといふことにつきましては、現在の法制上の所有権というものがまだ相當に強く認められておりますので、そこまでやることには行き過ぎじやないかといふようなことからいたしまして、こういう條件のもとに所有者の参加も認めておるのであります。原則はあくまで耕作者ということでありまして。

○竹村委員 それからもう一つお答え

願いたいのでありますけれども、大体同意する者の、土地改良をやりたい者の三分の二の決議を得たならば、それを知事に申請してやることができるといふことになったのでありますけれども、その反対の三分の一の人がたまたまその区域にあつた場合において、反対だけれども、費用は負担しなければならぬ。もちろん國家の全額の補助でやられる場合においては、反対であつても、費用を負担することがないので問題はなかりでありますけれども、しかし費用が先ほども言うように、やるという場合においては、現在のところにおいては——將來は知らぬが、先ほどのあなたの方の答弁から行きますならば、現在のところにおいては三百町歩以上でなければ大体ないと言われる場合に、三分の二だけが承認して三分の一の反対の人もその費用を負担しなくてはならぬというようなことはどうかと思ひますが、これに對してどういふお考えでありますか。

○伊藤(佐)政府委員 これは三分の二以上の同意があつた場合に初めて計画を立て、また知事に申請ができるのであります。残りの三分の一の点は知事がこれを適當と認めれば認可をいたしますからさうになります。さうな場合におきましても、もしこれをいって強行するようなことが適當でないと思へば、知事が認可をしないことに相なるのであります。

○竹村委員 知事が認可をしないと云われましても、大体從來の慣例から言いますならば、三分の二の同意があつた場合に、これは大体いふ／＼の形で農村はそこまで民主化されていなければ、大体知事の方では認可するこ

とになるのですが、この認可した場合において、非常に大きな負担が反対の三分の一にかつて来るという場合においては、その負担するところの能力がない人は、おそらく反対すると思ふ。これは從來われ／＼いふ／＼やつて参りましたが、たとえば實際農村で水路の灌漑のような問題をやつて参りましたけれども、たいていは實際において負担能力のない人が心ならずも反対するわけでありまして、しかしそれはやはり認可せられるならば、必ずそれを負担しなければならぬというところになります。また／＼さなきだに税金等で困つておるのに、差押え等の問題が起つて来ると思ふのであります。が、こういう場合において全然できない者はたして政府はどういう処置をとられるか。その救済規定がどこにも見当たらないのでありますけれども、その点いかがでありますか。

○伊藤(佐)政府委員 ただいまの三分の二以上の同意があつた場合の残りのものをどうするかというところであります。これは利益の限度においてそれぞれ負担するわけでありまして、理論的には竹村さんのおつしやつたようなことも考えられるかと思ひますが、現実の問題といたしましては、ほんとうに農村で三分の一程度の強硬な反対があるという場合には、おそらく私は土地改良区というものを初めから設定する、設立するといふことはないのでないか、ありましてもさういふ場合はきつめてまれであります。なかつたそれにつきましては、今回の設立につきましては、予備審査という制度と、本審査という制度と二段階にわけまして、知事の方で審査をして、初めて適

当なものを認可することになつておりますので、御心配のような点は十分防げるのではないと思ひます。

○坂本(実)委員 先刻来い／＼同僚委員から御意見が出たのであります。が、この際主計局からもいふになつておりますので、一点だけ確かめておくものであります。それは先刻開拓局長の御説明によりまして、國營の土地改良事業を行います場合には、國が六〇％、府縣が二〇％、地元が二〇％程度を負担するようになつておるといふことであつたのであります。最近の農村事情からいまして、地元の二〇％負担がなか／＼容易でないことは、すでに同僚委員からもお話をあつたところでありまして、そこでこの二〇％の費用を地元が借入金でまかないました場合に、政府はその借入金の返済を年賦償還によつて行わしめ、あるいはまたその利子を國債の利子程度に引下げるために、利子の補助その他適切な措置をなされる御意思があるかどうかという点をひとつ明らかにしておきたい。この点御答弁を願ひたいと存じます。

○石原(周)政府委員 國の行います土地改良の場合におきます地元の負担でございまして、地元の負担は公共團體の分は当然その年度に拂つていただくように相なる。しかしながら公共團體でございませぬ地元の方々の負担につきましては、現在農林省からもお話がございまして相談をいたしております。まだはつきりした結論まで行つておらないのであります。現在申し上げられまことは、大体限度を十年ぐらいたして、利子を大体國債の利率相当額ぐらいたしてました延

納を認め得るというやうな制度にいたさうかというのであります。

○深澤委員 ちよつとこの際伺ひたいのであります。先ほど大臣に質問した場合非常に不明確でありますから、この点をばつきりお伺ひしたいと思ひますが、風水害等によつて受けた耕地の復旧は、これは公共事業であることは間違いないと思ひますが、土地改良としてさういふ部分をやる場合においても、この公共事業費の中の農業費でやるのか、それともほかの農林省の予算でやるのか、この点をひとつちよつとお聞きしたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 現在の公共事業には予算書でござんてあらうと存じますが、予算総則の第何條でありましたか定議がございまして、こういう種類の災害復旧に限りません。ここに規定してございまして、灌漑以外のいわゆる土地改良につきましては、公共事業という範疇に入る。従いましてその支出は予算の部款項につきましては公共事業となります。しかし先ほど申しましたように、安定本部の承認を経まして、農林省の予算につけ加えますから具体的な性質は農林省であります。

○小笠原委員 それではまだ七時前ですがきよははの程度にしてやめて明日は午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十三分散会

農地調整法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書 (都合により別冊附録に掲載)